

第3次福島市障がい者計画 素案

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）

福 島 市

「障がい」「障がい者」の表記について

1. 本市では、障害の「害」という漢字表記について、「障がい」「障がい者」という表記に改めています。
(例) 発達障がい、障がい児
2. 本計画では、原則、人を表す言葉は、「障がい者」を「障がいのある方」と表記します。
3. 名称等で「障がいのある方」と表記することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。
(例) 身体障がい者、障がい者就労施設
4. 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催事名称など固有の名称は、そのまま「障害者」と表記します。
(例) 身体障害者手帳、障害者総合支援法

第3次福島市障がい者計画 目 次

第1編 総 論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画の位置づけ	P 1
3 計画期間	P 3
4 計画の基本理念	P 4
5 計画の基本目標	P 5
6 計画の構成（各論）	P 6
7 計画の対象者	P 6
8 計画の推進	P 7

第2章 施策の体系

1 施策の体系	P 8
2 ライフステージに応じた支援	P 9

第3章 現状と課題

1 障がい者等の状況	P 10
2 障がいのある方を取り巻く状況の変化	P 15

第2編 各 論

第1章 生活支援

1 障害福祉サービスの充実	P 29
2 相談支援体制の構築	P 35
3 地域生活移行の促進・定着	P 39

第2章 保健・医療・福祉

1 保健・医療・福祉体制の充実	P 43
-----------------	------

第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援

1 療育体制の整備	P 49
2 障がい児とその家族への支援	P 58

第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進

1 障がいのある方の文化芸術活動への参加	P 64
2 障がい者スポーツの普及	P 65
3 社会参加活動の充実	P 67

第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

1 障がい者雇用の促進	P 71
2 福祉的就労の充実	P 72

第6章 生活環境

1 外出、移動しやすい環境整備	P 78
2 福祉のまちづくりの推進	P 81

第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進

1 障がいのある方の情報利用	P 87
2 意思疎通支援の充実	P 89

第8章 災害等に対する安全・安心

1 防災対策	P 92
2 防犯・事故対策	P 96
3 感染症対策	P 97

第9章 差別の解消及び権利擁護の推進

1 障がいを理由とする差別解消の推進	P 100
2 障がい者虐待防止	P 103
3 障がいへの理解促進	P 104

資料編

○用語解説	P 106
○第3次福島市障がい者計画に関するアンケート調査	巻末

第1編 総論

第1章 計画の基本的事項

第2章 施策の体系

第3章 現状と課題

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、「障がいのある人もいない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」第12条に基づき、本条例の目的である「共生社会の実現」を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本市障がい福祉施策の基本指針として、国の障害者基本計画、福島県障害者計画を基本とし、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある方やそのご家族が生涯にわたって安心して暮らしていく社会の実現を目指し、障がいのある方の自立と共生社会の実現にむけた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する基本的な計画として位置付けられるものです。
- (2) 本計画の策定にあたり、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年計画である「第6次福島市総合計画」に基づき策定することはもとより、「福島市地域福祉計画2021」、「福島市高齢者保健福祉計画・福島市介護保険事業計画2021」、「ふくしまし健康づくりプラン2018」、「子ども・子育て新ステージプラン（福島市子ども・子育て支援事業計画2020）」、「福島市自殺対策計画」、「福島市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など他の計画との整合性を図ります。
- (3) 本計画を市民との共創によるまちづくりの一環として位置づけています。

【根拠法】

「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」

(計画の策定)

第十二条 市は、基本理念にのっとり、この条例の目的を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定する。

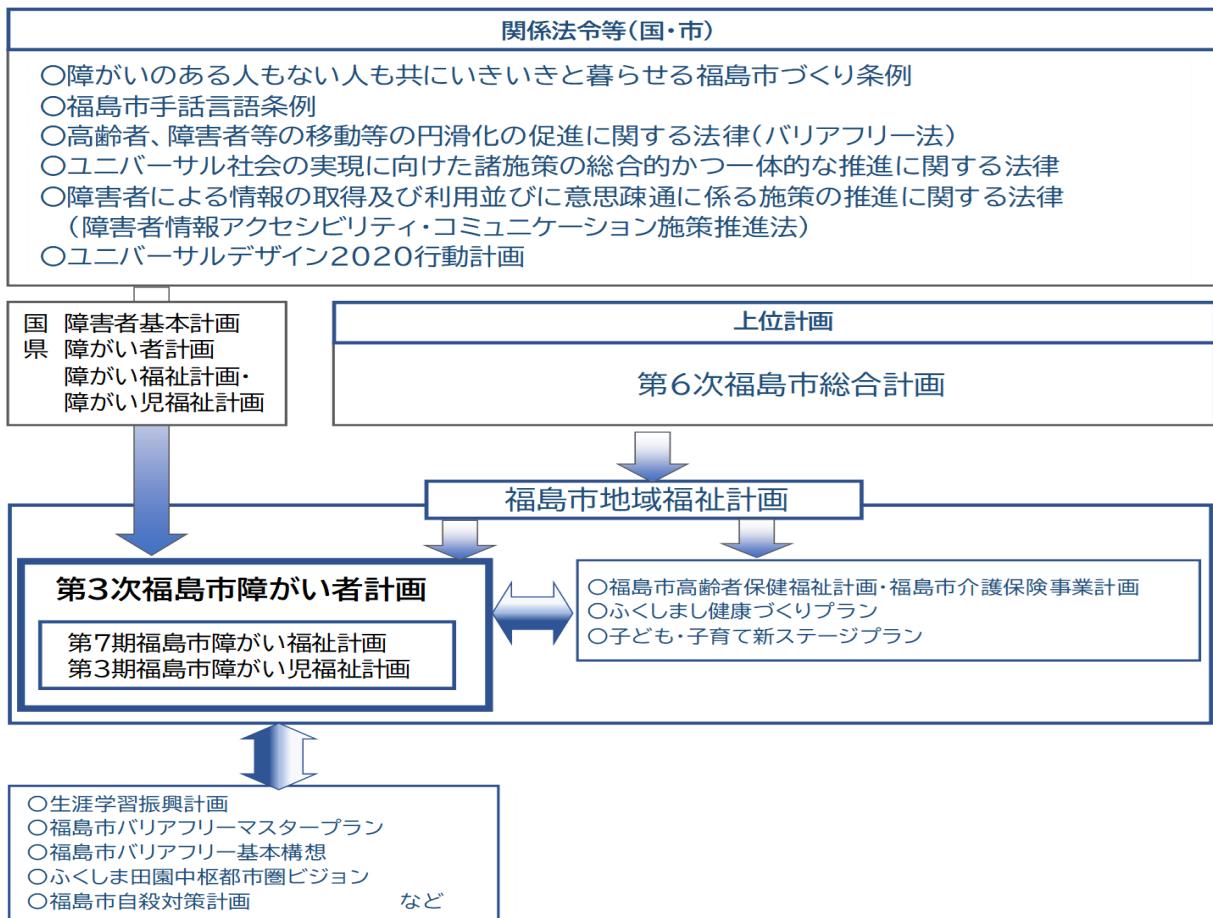
【根拠法】

「障害者基本法」

(障害者基本計画等)

第十二条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。



3 計画期間

5年間：令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで

計画期間内であっても、大きな制度改正、障がいのある方々を取り巻く社会情勢等の変化、施策の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

計画	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033
障がい者計画										
	第3次福島市障がい者計画					第4次福島市障がい者計画				
					見直し					見直し
障がい福祉計画										
	第7期計画				第8期計画			第9期計画		
				見直し			見直し		見直し	
障がい児福祉計画										
	第3期計画				第4期計画			第5期計画		
				見直し			見直し		見直し	

4 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」

本計画は、社会基盤の整備や福祉の充実など社会環境の変革により、障がいのある方とともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」、すべての人のためのデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の理念を継承しながら、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を基本理念とします。

また、障がいのある方が自立と社会参加を目指し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、心のバリアフリーの啓発活動の推進及び合理的配慮に基づき、障がいのある方の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策の基本的な方針を定めるものとします。

5 計画の基本目標

計画の基本目標では、市民と行政が対等なパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担のもと共創により計画を推進します。

1) 地域生活の支援

障がいのある方の意思を尊重し、本人が暮らしたいと望む生活環境において、地域社会の一員として自分らしい生活を実現させるための支援を行います。

2) 社会参加と自立した生活を送るための支援

文化芸術活動やスポーツ等を通して社会参加の促進を図るとともに、障がいの特性や希望に応じた就労の場の拡大など、自立した生活を送るための支援を行います。

3) 活躍できる社会づくり

「心のバリアフリー」の施策に積極的に取り組み、合理的配慮の下、障がいのある方の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、市民との共創により障がいのある方がその能力を発揮し活躍できる社会を目指し施策を推進していきます。

4) デジタル活用共生社会実現に向けた支援

障がいのある方に配慮したＩＣＴ機器の利用促進など、情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けた取り組みを推進するとともに、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができるインクルーシブ（包摂）な社会の実現に向けた施策を推進していきます。

5) 安全・安心で差別のない社会づくり

防災・防犯対策を推進するとともに、「心のバリアフリー」の啓発活動を推進し、市民一人ひとりが障がいや障がいのある方への理解を深め、合理的配慮の提供により、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをなくすよう、社会全体で取り組んでいきます。

6 計画の構成（各論）

基本理念と基本目標を踏まえ、次の9つの部門を設定し、現状と課題を整理し、
基本的な施策の方向とその具体的施策を示しています。

第1章 生活支援

第2章 保健・医療・福祉

第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援

第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進

第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

第6章 生活環境

第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進

第8章 災害等に対する安全・安心

第9章 差別の解消及び権利擁護の推進

7 計画の対象者

- (1) 本計画では、障害者基本法第2条に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方を対象者とします。
- (2) 障害者総合支援法第4条第1項中「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が主務大臣が定める程度」のある方を対象者とします。
- (3) 発達障害者支援法第2条に規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいのある方を対象とします。

8 計画の推進

- (1) 福島市いきいき共生推進委員会（旧：福島市障がい害者地域生活支援協議会）との連携により、計画の進捗状況を点検し適切な進行管理を行うほか、必要に応じて計画の見直しを行います。
- (2) 保健・医療・福祉・労働・教育などの各関係機関との連携を強化し推進します。
- (3) 市民との共創により計画を推進します。
- (4) 本計画の策定及び変更の際は、関係機関・団体等から障がいのある方の声も含めて意見を頂くとともに、パブリック・コメントを行い、広く市民に意見を求め、提出された意見及びその反映状況等を公表します。
- (5) 毎年度、本計画に基づいて実施した障がい者施策の実施状況を取りまとめ、進捗状況を点検し、福島市いきいき共生推進委員会において評価を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

また、第2編の各論における事業内容については、毎年度実績を把握し、障がいのある方への施策や関連施策の動向も踏まえ、PDCAサイクルの考え方を取り入れながら本計画の実施状況について把握し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

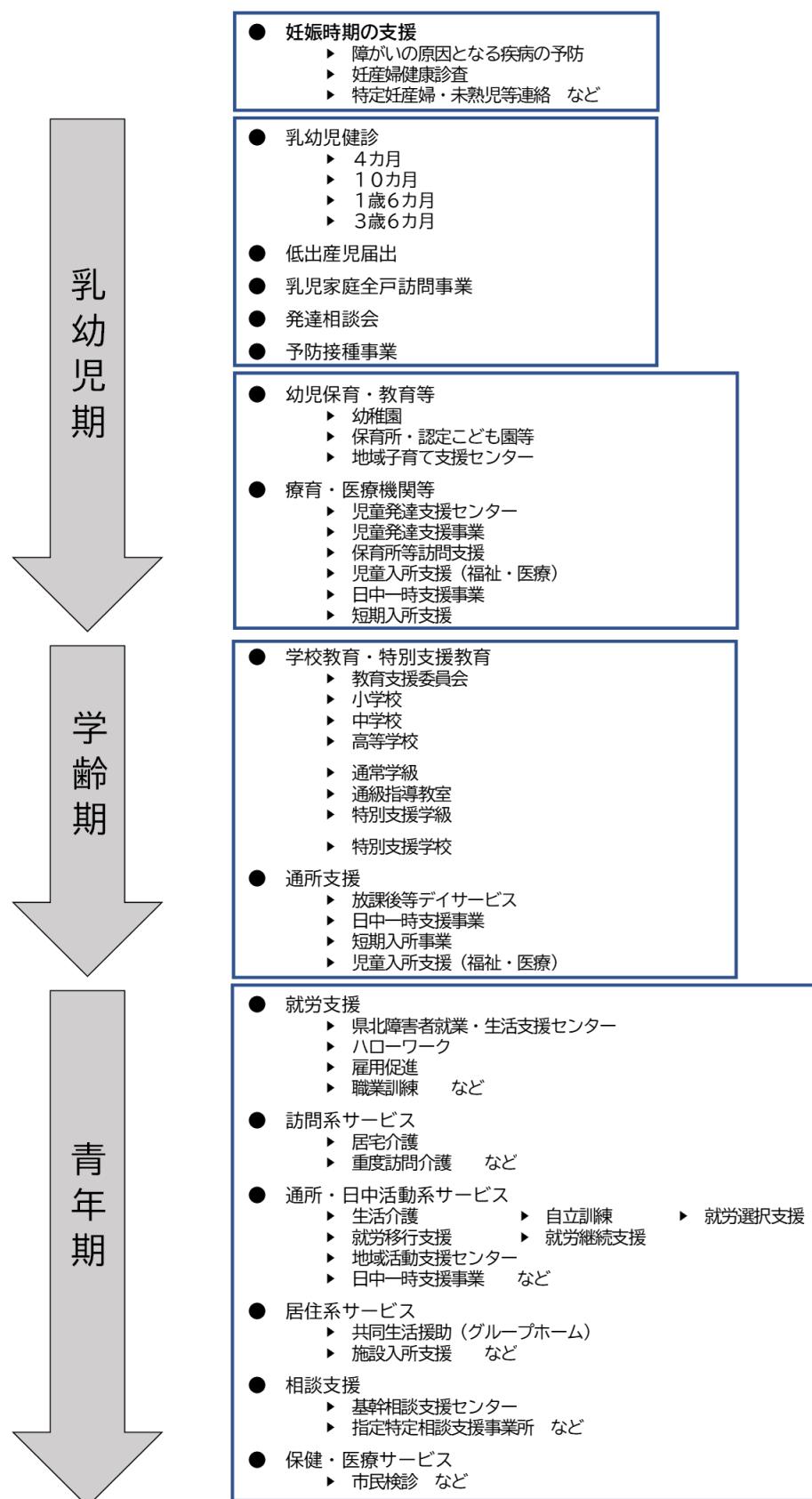
第2章 施策の体系

1 施策の体系

基本理念 : 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

基本目標	分野別課題	施策の基本方針	施策の方向
地域生活の支援	第1章 生活支援	1 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) サービスの質の向上
		2 相談支援体制の構築	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 相談支援体制の充実・強化 (3) 障がいのある方による相談活動の推進
		3 地域生活移行の促進・定着	(1) 生活の場の確保 (2) 地域生活への移行促進
	第2章 保健・医療・福祉	1 保健・医療・福祉体制の充実	(1) 障がいのある方に対する適切な保健・医療・福祉サービスの充実 (2) 難病などの相談・支援 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 自殺対策の推進
			(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実
			(1) 親子の健やかな成長への支援 (2) 乳幼児期における障がい児保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実
	第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援		(1) 文化芸術活動の充実 (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実
	1 療育体制の整備	(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ活動の支援 (2) 生涯学習の充実 (3) 障がいのある方などによるボランティア活動の促進	
		(1) 障がい者雇用の促進 (2) 経済的自立の支援 (3) 就業機会の拡充と就労支援 (4) 職業能力開発支援	
社会参加と自立した生活を送るための支援	第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進	1 外出、移動しやすい環境整備	(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備
		2 福祉のまちづくりの推進	(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進
		3 社会参加活動の充実	(1) ボランティア活動の支援
	第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	1 福祉的就労の充実	(1) 就業機会の拡充と就労支援 (2) 職業能力開発支援
		2 障がい者雇用の促進	(1) 雇用の促進と安定 (2) 経済的自立の支援
活躍できる社会づくり	第6章 生活環境	3 社会参加活動の充実	(1) ボランティア活動の支援
		1 外出、移動しやすい環境整備	(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備
		2 福祉のまちづくりの推進	(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進
		3 生涯学習の充実	(1) 障がい特性に応じたボランティア活動の支援
デジタル活用による共生社会づくり	第7章 障がいのある方の情報アクセスibility・コミュニケーションの推進	1 意思疎通支援の充実	(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実と推進
		2 障がいのある方の情報利用	(1) 障がい特性に応じた情報アクセシビリティ（利便性）の向上
	第8章 災害等に対する安全・安心	1 防災対策	(1) 防災対策の充実 (2) 避難行動要支援者登録制度の推進 (3) 福祉避難所の整備
		2 防犯・事故対策	(1) 防犯と安全対策の充実
		3 感染症対策	(1) 感染症対策への対応
	第9章 差別の解消及び権利擁護の推進	1 障がいを理由とする差別解消の推進	(1) 権利擁護と障がいを理由とする差別の解消の推進
		2 障がい者虐待防止	(1) 障がい者虐待防止
		3 障がいへの理解促進	(1) 市民などへの啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育などの推進

2 ライフステージに応じた支援



第3章 現状と課題

1 障がい者等の状況

(1) 身体障がい

身体障害者手帳の所持者数は、令和5年度当初で9,604人となっており、令和元年度と比較し、695人(7.2%)減少しています。

また、令和5年度の手帳所持者数を障がいの種別でみると、肢体不自由が最も多く、4,911人(51.1%)、次いで内部障がいが3,111人(32.4%)で、あわせると手帳所持者の8割を超えてます。

等級別では1級・2級の重度障がい者は5,047人で全体の52.6%を占め、年齢別でみると、65歳以上が全体の74.5%を占めています。

64歳未満の手帳所持者はほぼ横ばいで推移しているのに対し、65歳以上の手帳所持者は減少傾向となっています。

障がい種別ごとの推移

各年度4月1日現在(単位:人)

種 別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
視覚	746	732	713	691	687
聴覚・平衡機能	797	797	795	790	782
音声・言語・そしゃく	122	128	127	116	113
肢体不自由	5,636	5,459	5,282	5,027	4,911
内部	2,998	3,044	3,087	3,075	3,111
総 数	10,299	10,160	10,004	9,699	9,604

身体障害者手帳所持者数の等級別推移

各年度4月1日現在（単位：人）

等 級		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1級	18歳未満	76	72	67	67	67
	18～64歳	935	922	914	873	883
	65歳以上	2,712	2,666	2,674	2,585	2,576
	計	3,723	3,660	3,655	3,525	3,526
2級	18歳未満	35	30	28	28	24
	18～64歳	503	490	477	464	467
	65歳以上	1,185	1,154	1,124	1,067	1,030
	計	1,723	1,674	1,629	1,559	1,521
3級	18歳未満	23	24	21	24	24
	18～64歳	313	294	283	288	280
	65歳以上	1,206	1,230	1,202	1,155	1,145
	計	1,542	1,548	1,506	1,467	1,449
4級	18歳未満	18	14	13	12	11
	18～64歳	443	436	419	396	407
	65歳以上	1,715	1,710	1,683	1,679	1,653
	計	2,176	2,160	2,115	2,087	2,071
5級	18歳未満	4	3	3	2	3
	18～64歳	146	137	133	123	130
	65歳以上	382	384	371	355	342
	計	532	524	507	480	475
6級	18歳未満	10	11	10	10	8
	18～64歳	153	148	148	140	141
	65歳以上	440	435	434	431	413
	合計	603	594	592	581	562
総数	18歳未満	166	154	142	143	137
	18～64歳	2,493	2,427	2,374	2,284	2,308
	65歳以上	7,640	7,579	7,488	7,272	7,159
	計	10,299	10,160	10,004	9,699	9,604

(2) 知的障がい

療育手帳の所持者数は、令和5年度当初で2,727人となっており、令和元年度と比較し、223人（8.9%）増加しています。

令和5年度の療育手帳所持者を程度別でみると、重度障がい者（A）は831人（30.5%）、中・軽度障がい者（B）は1,896人（69.5%）となっています。

年齢別では、18歳未満が654人（24.0%）、18歳以上64歳未満が1,861人（68.2%）、65歳以上が212人（7.8%）となっており、若い世代での手帳所持者の割合が多い傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移（程度別）

各年度4月1日現在（単位：人）

程 度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
A	18歳未満	148	144	148	157	160
	18～64歳	587	595	604	600	602
	65歳以上	76	80	85	80	69
	計	811	819	837	837	831
B	18歳未満	444	443	469	484	494
	18～64歳	1,116	1,171	1,202	1,240	1,259
	65歳以上	133	146	151	156	143
	計	1,693	1,760	1,822	1,880	1,896
総数	18歳未満	592	587	617	641	654
	18～64歳	1,703	1,766	1,806	1,840	1,861
	65歳以上	209	226	236	236	212
	計	2,504	2,579	2,659	2,717	2,727

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和5年度当初で3,096人となっており、令和元年度と比較し、883人（39.9%）増加しており、増加が顕著となっています。

また、令和5年度当初の手帳所持者数を等級別に見ると、2級が1,587人と最も多く全体の51.3%を占めています。

なお、年齢別では、18歳未満が68人（2.2%）、18歳以上64歳未満が2,525人（81.6%）、65歳以上が503人（16.2%）となっています。

自立支援医療の精神通院受給者数は、令和5年度当初で6,292人となっており、令和元年度と比較すると1,183人（23.2%）増と、増加が顕著となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別） 各年度4月1日現在（単位：人）

等 級		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1級	18歳未満	1	0	0	1	2
	18～64歳	158	159	159	152	153
	65歳以上	128	139	144	133	153
	計	287	298	303	286	308
2級	18歳未満	27	32	40	39	33
	18～64歳	1,039	1,097	1,189	1,247	1,315
	65歳以上	218	216	231	240	239
	計	1,284	1,345	1,460	1,526	1,587
3級	18歳未満	25	21	31	34	33
	18～64歳	700	801	910	983	1,057
	65歳以上	78	85	103	105	111
	計	803	907	1,044	1,122	1,201
総数	18歳未満	53	53	71	74	68
	18～64歳	1,897	2,057	2,258	2,382	2,525
	65歳以上	424	440	478	478	503
	計	2,374	2,550	2,807	2,934	3,096

参考資料

自立支援医療 (精神通院) 受給者数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	5,109	5,303	5,119	5,724	6,292

(4) 発達障がい

発達障がいは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

発達障がいの診断を受け、社会的障壁により日常生活に制限を受ける場合、その程度により、精神障害者保健福祉手帳の対象となることがあります、発達障がい独自の障害者手帳は無いことから、発達障がい児・者の人数を把握することは困難です。

発達障がいのある方は、コミュニケーション全般に苦手意識や困難を抱えている人が少なくなく、生きづらさを感じたり、生活に関する困りごとを抱えていても、医療機関や福祉分野の相談窓口につながっていない方も多いのが現状です。

特に近年、障害児通所支援サービスにおいては、利用者の半数以上が障害者手帳を所持しない「発達に不安をかかえるこども」となっています。

相談窓口において、乳幼児期・学齢期の子どもの発達に関する相談が多いことから、「発達に不安をかかえるこども」を福祉サービス以外の社会資源を含めた適切な支援につなげていくことが課題の一つとなっています。

(5) 難病患者

「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定されている難病は、令和5年4月1日現在、338疾患となっています。また、指定難病を含む障害者総合支援法の対象疾病は、366疾病です。

障害者総合支援法の障がいのある方の範囲に難病等が加わったことにより、症状が変わりやすい等の理由で、身体障害者手帳を取得することができずに制度の狭間にあった方が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

特定医療費（指定難病）受給者証申請件数は、徐々に増加傾向となっています。

福島市特定医療費（指定難病）受給者証申請数（新規・更新・転入） 各年度3月31日現在（件）

	H30	H31	R2(更新なし)	R3	R4
申請件数	2,152	2,032	1,242	2,171	2,322

2 障がいのある方を取り巻く状況の変化

(1) 国における障がい者施策の経過

年	月	内 容
平成15年	4月	「支援費制度」施行
平成18年	4月	「障害者自立支援法」施行
	12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
平成19年	9月	「障害者の権利に関する条約」閣議決定
平成23年	8月	「合理的配慮」の概念や差別の禁止等を盛り込んだ「障害者基本法」の改正
平成24年	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」制定
	6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」制定
平成25年	4月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」制定
	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行
	5月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
平成28年	4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行
	5月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
	8月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行
平成29年	2月	「ユニバーサルデザイン 2020行動計画」策定
	3月	「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
平成30年	3月	「障害者基本計画（第4次）」閣議決定
	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行（一部平成28年6月施行）
	5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立
	6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
	12月	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」制定
令和元年	6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」成立
令和2年	4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行（一部令和元年6月、9月施行）
	5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法）」成立
	6月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」成立
令和3年	5月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立
	9月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和4年	5月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行
令和5年	4月	「こども家庭庁」設立
令和6年	4月	「改正精神保健福祉法」施行

(2) 福島県における障がい者施策の経過

年	月	内 容
平成30年	3月	「福島県アルコール健康障害対策推進計画」策定
平成31年	4月	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」施行 「福島県手話言語条例」施行
令和3年	3月	「第6期福島県障がい福祉計画」策定 「第2期福島県障がい児福祉計画」策定 「第5期福島県障がい者工賃向上プラン」策定
令和4年	3月	「第4次福島県自殺対策推進行動計画」策定 「第5次福島県障がい者計画」策定
	6月	「福島県医療的ケア児支援センター」開所

(3) これまでの福島市の障がい者施策の経過

年	月	内 容
平成8年	3月	「福島市障害者施策新長期計画策定（8か年計画）」策定
平成12年	3月	「福島市障害者施策推進行動計画（4か年計画）」策定
平成15年	4月	「支援費制度」施行
平成16年	12月	「福島市障がい者計画（10か年計画）」策定
平成18年	4月	「障害者自立支援法」施行
平成19年	3月	「福島市障がい福祉計画（3か年計画）」策定
平成21年	3月	「第2期福島市障がい福祉計画（3か年計画）」策定
平成22年	3月	「福島市障がい者計画（後期計画）」策定
平成24年	3月	「第3期福島市障がい福祉計画（3か年計画）」策定
平成25年	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行
平成26年	3月	「新福島市障がい者計画（10か年計画）」策定
平成27年	3月	「第4期福島市障がい福祉計画（3か年計画）」策定
平成30年	3月	「第5期福島市障がい福祉計画（3か年計画）」 「第1期福島市障がい児福祉計画（3か年計画）」策定
	4月	福島市中核市移行
平成31年	3月	「新福島市障がい者計画 後期計画（5か年計画）」策定 「福島市自殺対策計画（5か年計画）」策定
	4月	「福島市手話言語条例」施行
令和2年	4月	「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」施行 「障がいのある方の災害対応のてびき」作成
令和3年	3月	「第6期福島市障がい福祉計画（3か年計画）」 「第2期福島市障がい児福祉計画（3か年計画）」策定 「福島市バリアフリーマスターplan」策定
令和6年	3月	「第3次福島市障がい者計画（5か年計画）」策定 「第7期福島市障がい福祉計画（3か年計画）」 「第3期福島市障がい児福祉計画（3か年計画）」策定 「第2次福島市自殺対策計画（5か年計画）」策定
	4月	「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」の一部を改正する条例施行

(4) 社会情勢の変化等への対応（課題）

1) 多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成

障がいのある方との共創による地域社会の形成においては、ダイバーシティ（多様性）、ノーマライゼーション、インクルージョン、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理念に基づき、一人ひとりが人間尊重の視点を大切にすることが必要です。

価値観の多様化が進む中で、世代や性別、障がいの有無などを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重することで、新しいステージに向け、時代の変化に対応した施策を展開していかなければなりません。

2) 市民との共創によるまちづくりの推進

本市では、まちづくりにおいて、市民と行政がともにつくり上げていくという考え方のもと、市民が主体性を持って参加し、自分の事として取り組むことが求められています。

障がいのある方もない方も共にいきいきと暮らせる福島市を目指し、合理的配慮の下、障がいのある方も共に、イベント、スポーツ、芸術文化、就労、道路や施設のバリアフリー化などのまちづくり等、様々な分野において市民総参加で取り組まなければなりません。

3) 障がいのある方の地域での相談窓口の再編

本市では、障がいのある方への相談窓口として、障害者総合支援法第77条の規定に基づき、障がい種別ごとに委託相談事業所を配置し、日常生活における相談支援、ピアカウンセリング、サービスの利用援助並びに情報提供などを実施しています。

近年、本市の障がいのある方が抱える課題は、障がいの重複化や重度化、高齢化に伴う老障介護等、複雑になっていることから、専門性の高い人材の複数配置等によるワンストップで総合的相談を受ける窓口設置が求められています。

本市の現状として、精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療の精神通院医療利用者数が大幅に増加しています。

それに伴い、障がい種別ごとの委託による相談窓口でも、精神障がいに関する

相談が恒常に多くなっており、精神障がいの相談窓口1カ所への相談集中がより顕著となっています。相談窓口は常時混雑し、障がいのある方が相談しづらい状態が慢性化していることから、相談窓口の混雑解消及び事業所の相談内容の平準化が求められています。

このような現状に対応するため、障がい種別にとらわれず、身近な地域で様々な総合的相談を受けることのできる3障がいを一元化した窓口の設置に向けた委託相談事業所の再編・環境整備等が求められています。

4) 児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児支援体制の構築

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年6月改正・令和6年4月施行）の改正が行われ、地域全体の障がい児支援の質の向上と支援体制の強化を図るため「児童発達支援センター」が障がい児支援等の拠点として地域における中核的役割を担うことが示されました。

本市においても中核機能を有する「児童発達支援センター」を整備し、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援」、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」、「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」、「地域の障がい児の発達支援に関する入口としての相談機能」等の「児童発達支援センターの役割・機能」を強化する必要があります。

5) 医療的ケア児等への支援の充実

現在、医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児が全国的に増加しています。

令和3年9月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施することが「地方公共団体の責務」とされています。

他にも、「保育所や学校の設置者等の責務」として、看護師を配置する等、医療的ケア児に対して教育・保育等を提供するための必要な措置を講ずることとなっており、支援体制の整備が求められています。

「日常生活における支援」においては、医療的ケア児の家族にとって介護等の負担が大きな課題となっていることから、国では、新たなサービスの創設や医療的ケア児を受け入れる事業所に対し、加算の対象にする等の報酬の見直しを行い、支援の充実を図っています。しかし、本市においては、医療的ケア児の受け入れ体制が整っている福祉サービス事業所が少ないため、家族の負担を軽減するためのレスパイトケアの拡充が課題となっています。

また、「相談体制の整備」においては、様々な職種で構成されている医療的ケア児等コーディネーターとの連携による課題解決に向けた施策の協議や、県をはじめとする関係機関等の連携により体制を整備する必要があります。

6) 包括的相談体制の整備

地域で障がいのある方が抱える課題は、障がいの重度化や高齢化、本人とその家族等が地縁や公的な支援等と接点が無いまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。

令和3年2月に策定された「福島市地域福祉計画2021」では、このような生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制づくりを目指しています。

今後、障がい福祉分野における課題を地域社会が抱える課題の大きな要素の一つとして捉え、地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築等、環境整備等を進めていく必要があります。

7) 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けた取り組み

「福島市手話言語条例」の施行（平成31年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）」改正（令和3年）により、令和6年4月からの民間事業者の合理的配慮の提供義務化されました。

また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行（令和4年）に伴い、情報提供に関する多様なニーズ等に対応するため、障がいのある方が、障がいのない方と同一内容の情報を同一時点において取得できるよう、公的機関だけでなく民間事業者も含め取り組むことが課題となっています。

ることから、情報アクセシビリティとコミュニケーション施策の充実を図る必要があります。

本市では、障がいのある方が社会生活を送る際、すべての場面で、障がいのある方が自ら情報取得を行う際、ノーマライゼーションに基づく障がい特性に応じた手段や合理的配慮が不足しています。

手話言語条例の施行や点字による広報等、障がい特性に応じた情報提供等を実施していますが、今後も障がい特性の応じた更なる情報発信を行っていくとともに、多様化・複雑化するニーズに対応するため、ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用や、ＩｏＴ（様々な物がインターネットにつながる仕組）、ＡＩ（人工知能）時代のスマートインクルージョンの視点を各種施策に反映する必要があります。

8) 災害発生における支援体制の確保

東日本大震災以降、近年、水害や地震などの大規模災害が頻発し、市内でも深刻な被害が生じています。

災害発生時に、自ら迅速に避難することが困難である障がいのある方が、迅速かつ的確に避難できるよう、避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成及び関係機関での情報の共有とともに、利用しやすい福祉避難所を確保する等、防災対策を一層強化する必要があります。

また、災害時における安全確保を図るために、障がい特性を踏まえた情報伝達体制整備を図る必要があります。

さらには、災害が発生した場合にも、障害福祉サービスの提供が途絶えることのないよう、事業所等のＢＣＰ（事業継続計画）策定を推進させる必要があります。

9) ポストコロナ社会にむけた感染症対策

新型コロナウィルス感染症の流行や感染拡大防止のため、集合形式で行う会議、研修、イベント等を中心に、多くの取り組みで中止や延期、人数や規模の縮小、オンライン等を含む実施方法の変更などの対応が講じられてきました。

また、障害福祉サービス事業所での感染拡大防止のために、利用者と従事者の集団予防接種や衛生物品の提供、保健所との連携による感染防止の指導など、必要な取り組みを実施してきました。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に感染症法上の位置付けが「5類」へ移行した後も、新しい生活様式などを取り入れ、ポストコロナ時代において必要に応じた柔軟な対応を継続しながら、新たな発想による社会づくりが求められています。

10) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

本市では、令和3年5月21日に内閣府から「SDGs未来都市」に選定されたことを受けて、同年8月に「福島市SDGs未来都市計画～福島市SDGs未来都市アクションプラン～」を策定し、SDGs17の目標達成に資する「経済」、「社会」、「環境」の取り組みを進めています。

SDGsの観点を踏まえ、本計画では、教育や就労、まちづくりなど広範囲な施策の推進を図り、真の共生社会の実現に向け、様々な市民が協力しあい、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がいのある方が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできるよう各種施策に取り組みます。

11) ユニバーサルツーリズムの推進

本市では、福島市バリアフリーマスターplanとの整合性を図り策定された、「福島市新たな時代の観光共創戦略」（令和4～7年度）により、市と関係機関との共創による観光振興施策を推進しています。

本市への観光客には、障がいのある方も含まれることから、「ふくしまツーリズム」と併せて、「ユニバーサルツーリズム」への取り組みを推進していく必要があります。

「ユニバーサルツーリズム」とは、ユニバーサルデザインの考え方を観光にあてはめたものです。観光庁は、「ユニバーサルツーリズム」を「すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行」と定義しています。障がい等を理由に旅行をあきらめることなく、行きたい場所に行って安心して楽しめる環境を整えようという取り組みです。

また、令和6年4月より施行される改正障害者差別解消法により、障がいのある方への合理的配慮の提供が民間事業者に義務づけられることから、本市のユニバーサルツーリズムの推進においては、前述の社会背景を基に、来福者の経済波及効果を視野に入れた公共施設のバリアフリーに関する取り組みを推進するとともに、公共施設利用に際しての合理的配慮の提供及び適正な減免制度の運用を図

ることで、市外からの障がいのある方の受入体制を整備していく必要があります。

また、観光戦略の一環として、自治体だけでなく、今後は民間事業者においても「合理的配慮」に関する考え方と具体的な対応が重要となることから、官民双方へのさらなる周知啓発活動への取り組みを推進していかなければなりません。

【指標（数値目標）】

本計画の課題に対し、項目ごとに目標を設定し評価を行います。

連番	課題番号	項目	実績				見込	目標値					考え方
			R2	R3	R4	R5		R6	R7	R8	R9	(R10)	
1	1) -1	ヘルプマーク・カード交付件数	3,932人	4,906人	5,916人	6,500人	7,000人	7,500人	8,000人	8,500人	9,000人		ヘルプマーク・カードの利用による「心のバリアフリー」の促進取り組みを推進します。
2	1) -2	バリアフリー推進パートナーの登録件数	263件	267件	297件	303件	313件	323件	333件	343件	353件		民間企業・団体との連携強化を図ります。
3	1) -3	バリアフリー整備をする新設道路の延長距離	/	/	0m	0m	346m	346m	1,036m	1,036m	1,036m		新設道路について段差の少ない歩道を整備し、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
4	2) -1	いきいき！ふくしまーケットの売上金額	4,192千円	7,798千円	9,154千円	9,200千円	9,400千円	9,600千円	9,800千円	10,000千円	10,000千円		障がいのある方の社会参加促進、活躍の場を増やします。
5	2) -2	障がいのある方のスポーツ施設利用者数	/	/	8,463人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人		減免施策等により、障がいのある方のスポーツ施設利用増進を図ります。
6	2) -3	福祉作品展への参加者数	3,100人	2,600人	2,708人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人		障がいのある方の芸術文化に触れる機会として実施します。
7	3) -1	委託相談窓口の設置件数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所		3障がいを一元化した委託相談窓口を設置し、相談体制強化を図ります。
8	3) -2	委託相談窓口での相談件数	3,082件	3,667件	4,886件	5,300件	5,700件	6,100件	6,500件	6,900件	7,329件		3障がいを一元化した委託相談窓口を設置し、相談体制強化を図ります。
9	4)	中核拠点型の児童発達支援センターの設置数	/	/	/	/	1カ所以上	1カ所以上	1カ所以上	1カ所以上	1カ所以上		4つの中核機能すべてを備えるセンターを中核拠点型として整備し、障がい児支援の質の底上げを図ります。
10	5)	市内の医療的ケア児等コーディネーター数	10人	7人	16人	18人	20人	22人	24人	26人	28人		多職種で構成される医療的ケア児等コーディネーター数の増加に努めます。
11	6)	包括的支援体制整備事業相談件数	/	25件	36件	52件	75件	107件	155件	223件	321件		8050問題やひきこもり問題等へ相談をはじめとする包括的対応に努めます。
12	7) -1	手話通訳者派遣件数	836件	985件	874件	894件	914件	934件	955件	977件	999件		聴覚障がい者のコミュニケーションの推進に努めます。
13	7) -2	マイロ IDの利用による市有施設使用料等免除者数	/	/	21人	240人	264人	288人	312人	336人	360人		障がい者手帳の電子化対応の促進を図ります。
14	8) -1	避難行動要支援者登録者数	3,177人	2,836人	2,655人	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人		避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成に努めます。
15	8) -2	個別避難計画完了者数	/	/	6人	165人	265人	365人	465人	565人	680人		避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成に努めます。
16	8) -3	障がいのある方の福祉避難所に関する協定事業所数	0ヶ所	17ヶ所	20ヶ所	22ヶ所	24ヶ所	26ヶ所	28ヶ所	30ヶ所	32ヶ所		障がい特性に応じた利用しやすい福祉避難所の確保に努めます。
17	9)	BCP（事業継続計画）作成事業者数	/	/	/	0ヶ所	336ヶ所	336ヶ所	336ヶ所	336ヶ所	336ヶ所		ポストコロナに対応し、継続して障がいのある方を支援できるよう、指定事業者の計画策定に努めます。
18	11)	公の施設におけるバリアフリートイレの設置数	/	/	/	73ヶ所	85ヶ所	100ヶ所	115ヶ所	130ヶ所	147ヶ所		バリアフリートイレを整備し、障がいのある方のユニバーサルツーリズムの推進を図ります。

※10) SDGsと施策体系との関連性はP26～P27別表

施策体系と社会情勢の変化等への対応(課題)との関係

基本目標	分野別課題	施策の基本方針	施策の方向	①多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成
地域生活の支援	第1章 生活支援	1 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) サービスの質の向上	●
		2 相談支援体制の構築	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 相談支援体制の充実・強化 (3) 障がいのある方による相談活動の推進	
		3 地域生活移行の促進・定着	(1) 生活の場の確保 (2) 地域生活への移行促進	
	第2章 保健・医療・福祉	1 保健・医療・福祉体制の充実	(1) 障がいのある方に対する適切な保健・医療・福祉サービスの充実 (2) 難病などの相談・支援 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 自殺対策の推進	
			(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実	
			(1) 親子の健やかな成長への支援 (2) 乳幼児期における障がい児保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実	
	第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援		(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実	
	1 療育体制の整備	(1) 親子の健やかな成長への支援 (2) 乳幼児期における障がい児保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実		
		(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実		
社会参加と自立した生活を送るための支援	第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進	1 障がいのある方の文化芸術活動への参加	(1) 文化芸術活動の充実 (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実 (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ活動の支援	●
		2 障がい者スポーツの普及	(1) 生涯学習の充実 (2) 障がいのある方などによるボランティア活動の促進 (3) ボランティア活動の支援	
		3 社会参加活動の充実	(1) 雇用の促進と安定 (2) 経済的自立の支援 (3) 就業機会の拡充と就労支援	
		1 障がい者雇用の促進	(1) 雇用の促進と安定	
	第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	2 福祉的就労の充実	(1) 経済的自立の支援 (2) 就業機会の拡充と就労支援 (3) 職業能力開発支援	
			(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備	
			(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進	
活躍できる社会づくり	第6章 生活環境	1 外出、移動しやすい環境整備	(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備	●
		2 福祉のまちづくりの推進	(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進	
デジタル活用による共生社会づくり	第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進	1 障がいのある方の情報利用	(1) 障がい特性に応じた情報アクセシビリティ（利便性）の向上	●
		2 意思疎通支援の充実	(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実と推進	
安全・安心で差別のない社会づくり	第8章 災害等に対する安全・安心	1 防災対策	(1) 防災対策の充実 (2) 避難行動要支援者登録制度の推進 (3) 福祉避難所の整備	●
		2 防犯・事故対策	(1) 防犯と安全対策の充実	
		3 感染症対策	(1) 感染症対策への対応	
	第9章 差別の解消及び権利擁護の推進	1 障がいを理由とする差別解消の推進	(1) 権利擁護と障がいを理由とする差別の解消の推進	●
		2 障がい者虐待防止	(1) 障がい者虐待防止	
		3 障がいへの理解促進	(1) 市民などへの啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育などの推進	

社会情勢の変化等への対応(課題)									
②市民との共創によるまちづくりの推進	③障がいのある方の地域での相談窓口の再編	④児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児支援の質の向上	⑤医療的ケア児等への支援の充実	⑥包括的相談体制の整備	⑦情報アクセビリティ・コミュニケーションの向上に向けた取り組み	⑧災害発生時ににおける支援体制の確保進	⑨ポストコロナ社会にむけた感染症対策	⑩ユニバーサルツーリズムの推進	
	●	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●				
		●	●	●	●				
●					●				
	●			●	●				
●	●	●	●	●				●	
●	●				●	●	●	●	
●			●		●	●	●		
●	●	●	●	●	●				●

施策体系と関連するSDGsの目標との関係

基本目標	分野別課題	施策の基本方針	施策の方向	1 障がい者 をめざす 社会づくり
地域生活の支援	第1章 生活支援	1 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) サービスの質の向上	
		2 相談支援体制の構築	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 相談支援体制の充実・強化 (3) 障がいのある方による相談活動の推進	
		3 地域生活移行の促進・定着	(1) 生活の場の確保 (2) 地域生活への移行促進	
	第2章 保健・医療・福祉	1 保健・医療・福祉体制の充実	(1) 障がいのある方に対する適切な保健・医療・福祉サービスの充実 (2) 難病などの相談・支援 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 自殺対策の推進	
			(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実	
			(2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実	
			(3) 医療的ケア児等支援の充実	
	第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援	1 療育体制の整備	(1) 親子の健やかな成長への支援 (2) 乳幼児期における障がい児保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実	
		2 障がい児とその家族への支援	(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実	
			(1) 障がいのある方の文化芸術活動への参加 (2) 障がい者スポーツの普及	
社会参加と自立した生活を送るための支援	第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進	1 障がいのある方の文化芸術活動への参加	(1) 文化芸術活動の充実	
		2 障がい者スポーツの普及	(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ活動の支援	
		3 社会参加活動の充実	(1) 生涯学習の充実 (2) 障がいのある方などによるボランティア活動の促進 (3) ボランティア活動の支援	
	第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	1 障がい者雇用の促進	(1) 雇用の促進と安定	
			(1) 経済的自立の支援	
		2 福祉的就労の充実	(2) 就業機会の拡充と就労支援 (3) 職業能力開発支援	
活躍できる社会づくり	第6章 生活環境	1 外出、移動しやすい環境整備	(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備	
		2 福祉のまちづくりの推進	(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進	
	第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進	1 障がいのある方の情報利用	(1) 障がい特性に応じた情報アクセシビリティ（利便性）の向上	
安全・安心で差別のない社会づくり	第8章 災害等に対する安全・安心	2 意思疎通支援の充実	(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実と推進	
		1 防災対策	(1) 防災対策の充実 (2) 避難行動要支援者登録制度の推進 (3) 福祉避難所の整備	
	第9章 差別の解消及び権利擁護の推進	2 防犯・事故対策	(1) 防犯と安全対策の充実	
		3 感染症対策	(1) 感染症対策への対応	
		1 障がいを理由とする差別解消の推進	(1) 権利擁護と障がいを理由とする差別の解消の推進	
		2 障がい者虐待防止	(1) 障がい者虐待防止	
		3 障がいへの理解促進	(1) 市民などへの啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育などの推進	

関連するSDGsの目標							
3 「つとめん、 取組を推進す る」	4 「良い教育を みんなに」	5 「シナジーを もたらす」	8 「働きがいも あたらしい」	10 「人気者の平 均化をやめよ」	11 「まちづくり をめざす」	13 「つながり を育む」	16 「平和と公正 をめざす」
●	●		●	●	●		●
●					●		●
●	●				●		●
	●			●	●		●
	●		●	●			●
●	●	●			●		●
●	●	●		●	●		●
●					●	●	●
●	●	●	●	●			●

第2編 各論

第1章 生活支援

第2章 保健・医療・福祉

第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援

第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興、社会参加の促進

第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

第6章 生活環境

第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・

コミュニケーションの推進

第8章 災害等に対する安全・安心

第9章 差別の解消及び権利擁護の推進

第1章 生活支援

障がい特性に配慮し、日々の暮らしの中で抱えている問題を把握し、障がいのある方が社会参加できるよう必要な情報を適切に提供するとともに、地域で自立し安心して生活を送るための支援を行います。

1 障害福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

居宅介護事業をはじめとする障害福祉サービスは、障がいのある方が地域で生活していく上では、欠かせないサービスです。アンケート結果報告書P 6の【障害福祉サービスの利用状況】では、障がい種別ごと利用実績が多いサービスは、身体障がい者「居宅介護（9%）」、知的障がい者「就労継続支援（21%）」、精神障がい者「就労継続支援（17%）」、全体では、「生活介護（8%）」となっています。

今後、ますます多様なニーズに対する適切なサービスの供給体制が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービス提供体制の整備や利用しやすい環境づくりを推進します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
居宅介護	ホームヘルパーが家庭を訪問して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
短期入所	夜間を含む短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障がい福祉課
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	障がい福祉課
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障がい福祉課
療養介護	昼間を中心に、常時介護が必要な障がいのある方に対して、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をしています。	障がい福祉課
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行い、併せてサービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。	障がい福祉課
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
就労定着支援	一般企業等へ就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言を行います。	障がい福祉課
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用した新たなサービスとして、利用者が就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう支援します。	障がい福祉課
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上に必要な訓練を行います。	障がい福祉課
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。	障がい福祉課
共同生活援助	障がいのある方に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な日常生活の援助を行います。	障がい福祉課
自立生活援助	地域移行した障がいのある方に対して、定期的な巡回訪問や相談対応等により、問題把握・情報提供・相談等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
計画相談支援	サービス等利用計画の相談・作成を通し、課題解決・適切なサービス利用へのケアマネジメントによる支援を行います。	障がい福祉課
地域移行支援	施設入所者や精神科病院等に入院している障がいのある方等について、地域移行に伴う住居確保や地域における生活に関する相談支援を行います。	障がい福祉課
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある方や同居家族の支援が受けられない障がいのある方について、常時の連絡体制を確保し、緊急事態において相談支援を行います。	障がい福祉課
移動支援	重度の障がいのある方等が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動介護を行います。	障がい福祉課
訪問入浴サービス	重度の身体障がいのある方の支援のため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。	障がい福祉課
日中一時支援	障がいのある方を日中預かることで、家族の就労支援及び日中における家族の一時的な負担軽減を図ります。	障がい福祉課
地域生活支援拠点等事業	コーディネーターを配置し、緊急事態等に必要なサービスを行える体制や地域移行の体験の機会・場の提供が行えるよう地域生活支援拠点等事業を行います。	障がい福祉課
障害児相談支援	ケアマネジメントの手法を活用し、障がい児の心身の状況、置かれている状況を勘案して、利用するサービスの種類・内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
児童発達支援	障がい児等を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への対応訓練等を行います。	障がい福祉課
放課後等 デイサービス	学校に通う障がい児等を対象に、放課後等に生活能力向上のための訓練や地域交流の機会を提供します。	障がい福祉課
保育所等訪問支 援	障がい児等が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障がい福祉課
居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅訪問による発達支援を行います。	障がい福祉課

(2) サービスの質の向上

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP 6 【障害福祉サービスの利用状況】では、「十分満足している、どちらかといえば満足している（46%）」、「満足していない、どちらかといえば満足していない（9%）」となっており、サービスについては概ね満足度が高い傾向となっています。

しかしながら、障害福祉サービス事業者に対する行政処分や運営面の指摘事項は、年々増加傾向にあり、サービスの質の確保が問題となっていることから、事業所の適正な事業運営確保と質の高いサービスを利用者へ提供するために、事業所への指導強化が求められています。

民間事業所の障害福祉サービスへの参入状況においては、特定のサービスへの偏りが見られていることから、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、適正なサービス量確保に努めるとともに、既存事業所への実地指導等によるサービスの質の向上に努める必要があります。

また、障がい児施策においては、個別ケース支援も含めた地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図る必要があります。

【施策の方向性】

実地指導の強化と併せて新規指定事業所の指導強化を継続し、事業所の適正な運営確保を図ります。

また、各事業所において、サービス利用者へ質の高いサービスの提供を図ることができるよう、障がい福祉計画・障がい児福祉計画における施設整備方針に基づき、不足するサービスの優先整備に努めることで、適正な事業所数とサービス量の確保を図ります。

障害児通所支援においては、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能による療育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
実地（運営）指導の強化	事業所の適正な事業運営確保のため、周期を2年に1回に短縮して実施します。	福祉監査課
新規指定事業所の指導強化	事業開始後の適正な事業運営と人員確認等のため、新規指定後2週間以内の人員確認、6ヶ月以内の実地指導を行います。	福祉監査課
集団指導の対面実施	指摘事例を提示し、事業所の適正な事業運営と利用者支援の質の確保を図ります。	福祉監査課
計画相談支援推進事業の実施	本市と基幹相談支援センター協働による、福島市相談支援専門員連絡会の開催、相談支援事業所訪問、モニタリング勉強会を実施し、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、ケアマネジメント体制の強化を継続します。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児通所支援の体制整備	児童発達支援センターにおける中核機能（①～④）の整備を推進し、地域の障害児支援の質の向上を図ります。 ①専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域のインクルージョン推進の中核機能④地域の発達支援に関する入口としての相談機能	こども家庭課 (こども発達支援センター) 障がい福祉課

2 相談支援体制の構築

(1) 包括的支援体制の整備

【現状と課題】

地域住民が抱える8050問題など、複合的で複雑化した課題を解決するための体制整備や、身近に相談できる窓口の充実が求められています。

【施策の方向性】

地域生活課題を解決するために、行政、事業者、地域の相互連携のもと、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「包括的支援体制整備事業」の整備・充実を図ります。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
包括的支援体制整備事業	地域住民が抱える8050問題に係るひきこもりやゴミ屋敷などの地域生活課題に対して、包括的な相談・支援体制の充実を図ります。	共生社会推進課

関連事業名	事業内容	担当課
相談支援体制の構築	ふくしま基幹相談支援センター及び委託相談による相談窓口の設置により、地域生活を支えるための体制整備を推進します。	障がい福祉課
ひきこもり家族教室の開催	当事者をサポートするためのひきこもり家族教室や公開講座を実施します。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	障がい福祉課
自殺対策関連事業	講演や講座を通して自殺や精神疾患の正しい知識を普及啓発し、自殺予防を推進します。	障がい福祉課
消費者安全確保事業	消費者安全確保地域協議会等を通じて、消費者被害防止のための見守り活動の充実を図ります。	消費生活センター

(2) 相談支援体制の充実・強化

【現状と課題】

本市では、平成18年度以降、基幹相談支援センターを中心に、障がい種別ごと委託相談事業所を配置し、日常生活における相談支援、ピアカウンセリング、サービスの利用援助、情報提供などを実施してきました。

アンケート調査報告書のP9【困ったときの相談先】では、「家族・親戚(71%)」と、身近な方への相談が多い結果となりました。一方、障がいのある方の相談窓口である「市の委託相談事業所(4%)」は低い割合となっていますが、アンケート調査の【地域におけるサービスの必要性】では、「相談支援体制の充実(31%)」が求められている結果となっています。

現在、地域で障がいのある方が抱える課題は、障がいの重複化・重度化・高齢化等により複合・複雑化していることから、障がいのある方の相談窓口である「委託相談支援事業所」においては、障がい種別にとらわれず、身近な地域で総合的に相談を受けることのできる体制及び課題解決に向けた関係機関との連携体制の

構築に向けた環境整備を進めていく必要があります。

また、障がいのある方が福祉サービスを安心して選択して利用するために、障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた総合的な支援体制が求められていることから、相談支援体制の要である相談支援専門員による支援体制の充実・強化にむけた施策を推進する必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある方の身近な地域の相談窓口として、基幹相談支援センターを中心とした委託相談支援事業所をはじめとする関係機関が連携し、情報提供と相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた質の高いサービスを確保するために、相談支援専門員によるケアマネジメント体制の充実・強化に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターを中心に、指定特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、委託相談支援事業所間の相談支援体制のさらなる充実に努めるとともに、保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化を図ります。	障がい福祉課
計画相談支援推進事業の実施	本市と基幹相談支援センター協働による、福島市相談支援専門員連絡会の開催、相談支援事業所訪問、モニタリング勉強会を実施し、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、ケアマネジメント体制の強化を継続します。(再掲)	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
障がい福祉人材の確保	本市ケースワーカー等職員の各種研修受講による人材育成、相談支援専門員養成研修の広報・周知による人材確保など、支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
計画相談支援	サービス等利用計画の相談・作成を通して、課題解決・適切なサービス利用へのケアマネジメントによる支援を行います。(再掲)	障がい福祉課
医療的ケア児・重症心身障がい児に対する支援	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課 こども家庭課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 (再掲)	障がい福祉課

(3) 障がいのある方による相談活動の推進

【現状と課題】

障がいのある方による相談活動として、委託相談支援事業所によるピアカウンセリングを実施してきました。今後もさらなる支援体制の充実が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方の社会活動への促進を図るため、相談活動の推進を継続します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
ピアカウンセリングの促進	ピアサポートの充実により、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをします。	障がい福祉課

3 地域生活移行の促進・定着

(1) 生活の場の確保

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP12【地域におけるサービスの必要性】では、「グループホームの整備（12%）」前回比▲13%となっており、グループホームの整備が一定程度進んだ結果であると捉えられます。また、P14【障がい者の将来の暮らし方の希望】では、「自宅（61%）」と前回同様住み慣れた自宅で暮らしたい方の割合が高い結果となりました。しかし、自宅以外の「アパートやマンション（9%）」「障がい者施設・高齢者施設（16%）」「グループホーム（7%）」他、自宅以外を希望する意見も一定数見られることから、障がいのある方本人の意思決定に基づき地域に密着した生活の場を確保するために、今後も障がいのある方が優先して入居できる市営住宅の供給や住宅改修費用の助成のほか、共同生活支援など障害福祉サービスに基づく支援を継続していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある方が、必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送るために、今後も、障がい福祉計画に則したグループホームや施設入所支援など障害福祉サービスに基づく支援を継続します。

また、障がいのある方が安心して地域で暮らすことができるよう障がいの特性やニーズに対応した住みよい環境づくりに努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
市営住宅 優先入居の推進	身体に障がいのある方が優先して入居できる市営住宅の供給を推進します。	住宅政策課

関連事業名	事業内容	担当課
市営住宅の整備	屋内の段差がないこと・車椅子で通行可能な廊下幅であること等、バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。	住宅政策課
共同生活援助	障がいのある方に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な日常生活の援助を行います。(再掲)	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。(再掲)	障がい福祉課
住宅改修費用の助成	障がいのある方が居住する住宅改修の費用の一部を助成します。	障がい福祉課 長寿福祉課

(2) 地域生活への移行促進

【現状と課題】

施設や病院から地域への移行を促進するためには、障がい及び障がいのある方への理解を深め、地域で支え合う体制構築が重要ですが、十分に整っている状況にありません。

障がいのある方が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、障がいのある方の地域生活支援施策の充実強化が必要です。

【施策の方向性】

入院・入所からの地域移行の推進・親元からの自立に向け、日中サービス支援型・共同生活型・アパート型グループホームにより、ニーズに応じた支援を継続

するとともに、地域生活拠点等整備事業による障がいのある方の地域生活の安心の確保・地域移行しやすい地域生活支援体制の整備・機能強化に努めます。

また、相談支援体制において、基幹相談支援センター、一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等の連携による地域移行支援体制の強化を図るとともに、居宅介護・就労支援・自立生活援助・地域定着支援等の各種障害福祉サービスにおける社会資源の充実を図り、本人の望む暮らしの実現に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
日中活動系 サービスの確保	地域での生活を充実させるために、生活介護や就労系サービス等、日中活動の場の確保を図ります。	障がい福祉課
相談支援体制の 充実・強化	基幹相談支援センターを中心に、指定特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、委託相談支援事業所間の相談支援体制のさらなる充実に努めるとともに、保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化を図ります。(再掲)	障がい福祉課
自発的活動支援 事業	障がいのある方やその家族、地域住民による講演会などの開催により、社会的障壁を除去するための啓発活動を図ります。	障がい福祉課
身体障がい者福 祉センター腰の 浜会館機能充実	体操教室などのディサービス支援事業や各種体験教室を開催し、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ります。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。(再掲)	障がい福祉課
地域生活支援拠点等事業	コーディネーターを配置し、緊急事態等に必要なサービスを行える体制や地域移行の体験の機会・場の提供が行えるよう地域生活支援拠点等事業を行います。 (再掲)	障がい福祉課
共同生活援助	障がいのある方に対して、主として夜間ににおいて、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な日常生活の援助を行います。(再掲)	障がい福祉課

第2章 保健・医療・福祉

精神保健や障がいに関する正しい知識の普及・啓発に努め、障がいの原因となりうる疾病的発症予防、早期発見に向けた体制を整備します。

障がいのある方や難病の方が地域で安心して生活が送れるように、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援体制の強化を図ります。

1 保健・医療・福祉体制の充実

(1) 障がいのある方に対する適切な保健・医療・福祉サービスの充実

【現状と課題】

医療サービスでは、安心して治療が受けられるよう、精神通院医療や育成医療などの自立支援医療費や重度心身障害者医療費助成などを実施しています。

アンケート調査報告書P9【困ったときの相談先】では、「自分の健康・病気治療のこと（46%）」、P13【障がい者の生活上の不安】でも「健康（61%）」と、自身の健康・病気に関する不安を抱えている方が多い結果となっていることから、障がいのある方が、地域で疾病、障がいなどの情報を得るとともに、生活習慣病予防のための健康づくりや疾病的発症予防・重症化予防ができる環境の整備や支援、各関係機関の連携が重要です。

【施策の方向性】

障がいのある方に対するケアの充実を図るため、保健・医療・福祉などの各関係機関との連携を強化し、継続的かつ効果的なサービス提供に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
特定健診等の受診勧奨	脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病予防のため、特定健診、がん検診の情報提供及び受診勧奨を図ります。	国保年金課 保健予防課 健康推進課
健康相談事業の充実	疾病的予防や健康づくりに関する正しい知識の普及のため、集団や個別の健康相談の充実を図ります。	健康推進課 保健予防課

関連事業名	事業内容	担当課
健康教育事業の充実	適正な医療と自己管理により生活習慣の改善が図られるよう、健康教育の充実を図ります。	健康推進課
介護予防事業の充実	高齢者などの生活機能低下予防のため、介護予防事業などの充実を図ります。	長寿福祉課
早期療育体制の充実	保健・医療・福祉の連携強化により、障がい児に対する早期療育体制の充実を図ります。	こども家庭課 健康推進課 障がい福祉課
市民医療事業の充実	障がい者歯科診療の充実に努め、関係機関との連携強化を図ります。	保健総務課
保健福祉総合情報システムの活用	保健と福祉の一体的なサービスを提供するため、保健福祉総合情報システムを活用します。	保健総務課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 (再掲)	障がい福祉課
重度心身障がい者医療費助成制度	制度の要件を満たした方の病気やけがで治療を受けた際の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。	共生社会推進課
自立支援医療制度（精神通院医療・更生医療・育成医療）	心身の障がいを除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。	障がい福祉課

(2) 難病などの相談・支援

【現状と課題】

難病患者とその家族の療養上の不安解消を図るとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携による相談支援体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

関係機関と連携を強化し、難病患者に対する支援体制の整備を図ります。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
特定医療費支給認定申請業務	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、医療費助成制度の申請受付を行います。	保健予防課
難病患者地域支援対策推進事業 (難病対策地域協議会)	難病患者等への支援体制について、保健・医療・福祉の役割や機能を明確化し、多様なニーズに対応したサービスの提供ができるよう必要な事項について協議します。	保健予防課
難病患者地域支援対策推進事業 (難病サポートー支援事業)	難病に対する正しい知識を持ち、難病の患者さんやそのご家族を温かく見守り支援する応援者となる「サポートー」を増やし、支援します。	保健予防課

(3) 精神保健福祉の推進

【現状と課題】

精神障がいのある方の数は増加傾向が顕著となっています。うつ病などの社会的要因が影響する精神疾患が増えており、これらの疾患が原因で自殺に至る場合もあります。

精神疾患は、本人に病識がない方も多く、未治療や治療中止をした場合、障がい程度が重症化するため、早期治療や継続治療が重要です。

また、令和6年度精神保健福祉法改正に伴い、「精神保健に課題を抱える者」も

支援対象となり、精神保健福祉士の業務として精神保健に関する相談援助が追加となります。

対象者に対して、早期発見、早期治療、再発予防への働きかけを行うとともに、心の健康の保持・増進、疾病の発症予防を図るため、情報の発信や相談支援体制整備が課題となっています。

【施策の方向性】

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

市民一人ひとりが心の健康の保持増進ができるよう、精神保健知識の普及・啓発を図るとともに、相談窓口と医療との連携を図ります。

相談支援体制整備では、支援対象者である「精神保健に課題を抱える者」を含め、身近な地域での相談窓口による相談援助ができるよう体制整備を推進します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。(再掲)	障がい福祉課
精神保健福祉の普及	アルコール家族教室・公開講座、ひきこもり家族教室・公開講座の実施等、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めます。	障がい福祉課
健康教育事業の充実	健康講座などの学習の機会の充実を図ります。	健康推進課 長寿福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
相談窓口の開設及び周知	「こころの健康相談」の実施や相談窓口の周知を図り、早期発見、早期治療の推進に努めます。	障がい福祉課
関係機関との連携強化	地域の一員として自分らしい暮らしをするために、関係機関との連携によるネットワークづくりを図ります。	障がい福祉課
生活の相談機関に関する情報提供	消費生活、就労などの関係機関と連携を図り、生活の相談機関に関する情報の提供に努めます。	障がい福祉課
地域生活支援拠点等事業	コーディネーターを配置し、緊急事態等に必要なサービスを行える体制や地域移行の体験の機会・場の提供が行えるよう地域生活支援拠点等事業を行います。 (再掲)	障がい福祉課
自立支援医療制度（精神通院医療）	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障がい福祉課

(4) 自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺死亡率、自殺者数は依然として交通事故死者数の数倍となっています。精神疾患、社会的孤立、生活困窮など多様かつ複雑な要因から自殺に追い込まれる状況です。

身近な人が孤独・孤立に陥らないように、全ての関係機関により、寄り添った自殺対策を推進していくことが課題となっています。

【施策の方向性】

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、地域で安心して生活が送れるようにするため、社会や経済的な視点を含む保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、包括的な取り組みを実施します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
自殺対策関連事業	講演や講座を通して自殺や精神疾患の正しい知識を普及啓発し、自殺予防を推進します。(再掲)	障がい福祉課
自殺予防に関する周知・啓発の推進	相談窓口一覧の作成やイベント、通常業務を通じて、自殺予防に関する正しい理解のための周知・啓発を推進します。	障がい福祉課
自殺予防に関する講座等の実施	講演会やゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策を支える人材を育成します。	障がい福祉課
関係機関との連携強化	多様かつ複雑化している問題に対し、包括的に対応するため、自殺ネットワーク会議を設置し、連携強化を図ります。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場等を通して地域課題を共有し、包括システムの構築を推進します。(再掲)	障がい福祉課

第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援

令和5年4月のこども家庭庁の創設に伴い、子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策立案、全ての子どもの健やかな成長とウェルビーイングの向上、誰一人取り残さず抜け落ちることのない支援（地域社会でのインクルージョン推進）等、基本的考え方が示されています。

本市では、「子ども・子育て新ステージプラン」において、すべての子ども・子育て支援の総合的指針を示しており、妊娠・出産・乳幼児期・学童期・思春期まで将来を見据え、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいます。

障がい児が、それぞれの障がい特性に応じた支援を受け、地域社会の構成員として、多様性を認め合いながら、障がいの有無に関わらず共に支援や教育を受けて育ち、家族とともに孤立することなく安心して豊かな生活が送れるよう、切れ目のない包括的支援体制を整備していく必要があります。

1 療育体制の整備

（1）未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実

【現状と課題】

未就学児において、児童発達支援等の福祉サービスを利用する障がい児の約8割が、障害者手帳の交付を受けていない「発達に不安を抱えるこども」となっています。発達検査等を基に療育が必要なこどもが障害福祉サービスを利用しています。

日々成長するこどもとその家族に対して一人ひとり、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携による、きめ細やかな支援が求められています。

サービスを提供する児童発達支援事業所については、全国的に「療育の質」が課題となっていることから、本市においても、国の方針に示されている「児童発達支援センター」を中心とした地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能による「療育の質」の向上と地域の支援体制整備が課題となっています。

【施策の方向性】

児童発達支援センターを中心として、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能による療育の質の向上を目指すとともに、保健・医療・福祉・教育等の各専門機関による障がい児等へライフステージに応じた地域の支援体制整備により、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ります。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児通所支援の体制整備	児童発達支援センターにおける中核機能(①～④)の整備を推進し、地域の障害児支援の質の向上を図ります。 ①専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域のインクルージョン推進の中核機能④地域の発達支援に関する入口としての相談機能	こども家庭課 (こども発達支援センター) 障がい福祉課
発達障がい児への支援	保護者が子どもの発達の遅れや特性を理解でき、必要に応じて適切な治療や療育等につながるよう支援します。	こども家庭課 健康推進課
障害児相談支援	ケアマネジメントの手法を活用し、障がい児の心身の状況、置かれている状況を勘案して、利用するサービスの種類・内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。(再掲)	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
児童発達支援	発達に遅れのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への対応訓練等を行います。(再掲)	障がい福祉課
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。(再掲)	障がい福祉課
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するため外に出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅訪問による発達支援を行います。(再掲)	障がい福祉課
短期入所	夜間を含む短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (再掲)	障がい福祉課
日中一時支援	障がいのある方を日中預かることで、家族の就労支援及び日中における家族の一時的な負担軽減を図ります。(再掲)	障がい福祉課
就学サポートシートの活用	就学前に行われていた配慮や支援等の内容が、小学校入学後もサポートが受けられるよう、就学サポートシートの作成・配布を行い、適切な支援体制を整備します。	障がい福祉課 こども家庭課 幼稚園・保育課 教育研修課
障害児福祉手当の支給	20歳未満で精神又は身体の障がいにより日常生活において常時介護を要する状態のある方に給付を行います。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している方に給付します。	障がい福祉課
重度心身障害児童扶養手当の支給	20歳未満の重度心身障害児の監護者に手当を支給します。	障がい福祉課
自立支援医療制度（育成医療）の給付	18歳未満の身体の障がいを除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。	障がい福祉課
補装具費の支給	身体障がい児・者に失われた身体機能を補完する補装具の購入・修理・借受に要した費用の一部について支給します。	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	軽度・中等度難聴の児童に対し、補聴器購入費用等の一部を助成します。	こども家庭課
日常生活用具の給付	在宅の障がい児・者に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病医療費等助成	国が指定する対象疾病及びその状態の程度に該当する児童等の医療費等の一部を助成します。	こども家庭課
小児慢性特定疾病日常生活用具給付	小児慢性特定疾病の児童等に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。	こども家庭課

（2）就学児（学齢期）への療育支援の充実

【現状と課題】

就学児においては、放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用する障がい

児の約5割が、障害者手帳の交付を受けていない「発達に不安を抱えるこども」となっており、発達検査等を基にサービスを利用しています。

「発達に不安を抱えるこども」への支援に関しては、療育の必要性の可否を含め生活状況や子どもの発達状況に応じた、就学先や関係機関等支援者の適切な理解・対応が必要です。

療育の理解については、関係機関等支援者への周知啓発が課題となっています。

【施策の方向性】

就学している障がい児は、就学に伴う課題も多く、スクールソーシャルワーカー他、関係機関との連携による個別支援や、関係機関連携により、養育に課題を抱える家庭への包括的支援を継続していきます。

また、関係機関に対して、療育に関する周知啓発を行い、サービスが必要な障がい児が適切なサービス利用ができるよう支援していきます。

さらに、子育て支援と障がい児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進め、児童発達支援センターを中心とした地域のインクルージョンを推進していきます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児通所支援の体制整備	児童発達支援センターにおける中核機能 （①～④）の整備を推進し、地域の障害児支援の質の向上を図ります。 ①専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域のインクルージョン推進の中核機能④地域の発達支援に関する入口としての相談機能（再掲）	こども家庭課 (こども発達支援センター) 障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
障害児相談支援	ケアマネジメントの手法を活用し、障がい児の心身の状況、置かれている状況を勘案して、利用するサービスの種類・内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。(再掲)	障がい福祉課
放課後等デイサービス	学校に通う障がい児を対象に、放課後等に生活能力向上のための訓練や地域交流の機会を提供します。(再掲)	障がい福祉課
短期入所	夜間を含む短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (再掲)	障がい福祉課
日中一時支援	障がいのある方を日中預かることで、家族の就労支援及び日中における家族の一時的な負担軽減を図ります。(再掲)	障がい福祉課
就学サポートシートの活用	就学前に行われていた配慮や支援等の内容が、就学後も継続してサポートが受けられるよう、就学サポートシートの作成・配布を行い、適切な支援体制を整備します。(再掲)	障がい福祉課 こども家庭課 幼稚園・保育課 教育研修課
障害児福祉手当の支給	20歳未満で精神又は身体の障がいにより日常生活において常時介護を要する状態のある方に給付を行います。(再掲)	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している方に給付を行います。(再掲)	障がい福祉課
重度心身障害児童扶養手当の支給	20歳未満の重度心身障害児の監護者に手当を支給します。(再掲)	障がい福祉課
自立支援医療制度（育成医療）の給付	18歳未満の身体の障がいを除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。(再掲)	障がい福祉課
補装具費の支給	身体障がい児・者に失われた身体機能を補完する補装具の購入・修理・借受に要した費用の一部について支給します。 (再掲)	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	軽度・中等度難聴の児童に対し、補聴器購入費用等の一部を助成します。 (再掲)	こども家庭課
日常生活用具の給付	在宅の障がい児・者に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。(再掲)	障がい福祉課
小児慢性特定疾病医療費等助成	国が指定する対象疾病及びその状態の程度に該当する児童等の医療費等の一部を助成します。(再掲)	こども家庭課
小児慢性特定疾患日常生活用具給付	小児慢性特定疾患の児童等に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。(再掲)	こども家庭課

(3) 医療的ケア児等支援の充実

【現状と課題】

介護負担軽減のために医療的ケア児の家族に対するレスパイトケアの拡充が求められています。

医療的ケア児等への福祉サービスは、医療行為を伴うため、サービスによっては対応可能な事業所が限定されており、短期入所や障害児通所支援等に対応できる事業所の確保が全国的な課題となっています。

また、現在サービスを提供している事業所においても、専門的スキルを持つ看護師等の人材が必須であることから、継続的な人員の配置やサービスの質を担保できるよう、市町村事業である地域生活支援事業においても報酬の見直しを行う等、医療的ケア児を支援する事業の拡充及び継続性を図る必要があります。

【施策の方向性】

本市では、既存事業として実施している地域生活支援事業の拡充及び継続性を図るための取り組みを行います。

医療的ケア児の家族に対するレスパイトケアとして、日常的に介護している家族の一時的な休息による負担軽減を目的とした「日中一時支援事業」の報酬の見直しに取り組んでいきます。

また、「移動支援事業」においても、医療的ケア児に対応した支援ができるように報酬の見直しを図る等、地域課題を解決するための取り組みを進めていきます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児通所支援の体制整備	児童発達支援センターにおける中核機能（①～④）の整備を推進し、地域の障害児支援の質の向上を図ります。 ①専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域のインクルージョン推進の中核機能④地域の発達支援に関する入口としての相談機能（再掲）	こども家庭課 (こども発達支援センター) 障がい福祉課
医療的ケア児等連携会議の開催	保護者、医療機関、事業所等との連携体制構築のため、連携会議を定期的に開催し、情報共有を図ります。	障がい福祉課 こども家庭課
医療的ケア児等に対する相談体制の整備	医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、関係機関との連携推進を図り相談支援体制を整備します。	こども家庭課 障がい福祉課 健康推進課 教育研修課
医療的ケア児等に対する福祉サービスの充実	医療ケア児や重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けるための、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	障がい福祉課
学校等での医療的ケア児等に対する支援	学校設置者等の責務となっている、看護師等の配置に努めます。	教育研修課
保育所等での医療的ケア児等に対する支援	医療的ケア児に対して保育・教育を提供する体制の整備に努めます。	幼稚園・保育課

関連事業名	事業内容	担当課
障害児相談支援	ケアマネジメントの手法を活用し、障がい児の心身の状況、置かれている状況を勘案して、利用するサービスの種類・内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。(再掲)	障がい福祉課
日常生活用具の給付	在宅の障がい児・者に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。(再掲)	障がい福祉課
小児慢性特定疾病医療費等助成	国が指定する対象疾病及びその状態の程度に該当する児童等の医療費等の一部を助成します。(再掲)	こども家庭課
小児慢性特定疾病日常生活用具給付	小児慢性特定疾患の児童等に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。(再掲)	こども家庭課
地域生活支援事業の医療的ケア児等への対応	地域課題である医療的ケア児等へのレスパイト対応としての日中一時支援事業、移動支援事業において、医療的ケア児等に対応できる医療関係者による支援事業を実施します	障がい福祉課

2 障がい児とその家族への支援

(1) 親子の健やかな成長への支援

【現状と課題】

安心・安全な子育て支援を目的とした妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、専門職による出生後全戸全数面談などをとおし、疾病や障がいの早期発見に努めています。

今後は、障がいに関する専門的医療・療育・相談・連携体制の強化が必要です。

【施策の方向性】

疾病や障がいの早期発見・早期療育支援に努めるとともに、障がいのある方も安心・安全に出産・養育ができるよう相談支援体制、母子保健事業の充実を図ります。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
妊産婦等の障がいを踏まえた切れ目のない支援	母子健康手帳交付時面談等により、全ての妊婦の状況把握に努め、一人ひとりに応じた切れ目のない相談支援を行います。安心安全な妊娠・出産・産後のため、妊産婦健康診査等を実施するとともに関係機関との連絡体制の整備を促進します。	こども家庭課
母子保健事業の実施	乳幼児健康診査、予防接種等について、適切に受けることができるよう働きかけ、子どもの健やかな発育発達を支援します。	こども家庭課 健康推進課 保健予防課
専門職による出生後全数面談の実施	出生後1～2か月を目安に保健師・助産師が訪問し、育児状況を確認するとともに相談に応じ支援サービス等を案内します。安心して子育てできるよう、必要に応じて継続支援を行います。	こども家庭課
育児相談事業の充実	養育者の育児不安の解消などを図るため、育児相談会などの相談事業を推進します。	健康推進課 こども家庭課

関連事業名	事業内容	担当課
発達障がい児への支援	保護者が子どもの発達の遅れや特性を理解でき、必要に応じて適切な治療や療育等につながるよう支援します。(再掲)	こども家庭課 健康推進課 障がい福祉課
学校等での医療的ケア児等に対する支援	学校設置者等の責務となっている、看護師等の配置に努めます。(再掲)	教育研修課 幼稚園・保育課
保健指導事業の充実	児童・生徒の定期健康診断を行います。	学校教育課

(2) 未就学児（乳幼児期）への保育・教育の充実

【現状と課題】

幼児期の療育や教育は、障がい児にとって将来の生活での基礎となる重要なものです。支援体制が十分であるとはいえない。

【施策の方向性】

障がいの有無・種類・程度などに関わらず受け入れできるよう、児童発達支援センターを中心とし、保育所・幼稚園などの受入体制の整備に努めます。

また、障がい特性に応じた保育・教育環境などの整備に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
保育士や幼稚園教諭の専門性の充実	障がい児への適切な保育・教育を提供するため、研修などを通し保育士などの資質や専門性の向上を図ります。	幼稚園・保育課
障がい児の受入れ態勢の整備	保育所・幼稚園などにおける障がい児の受入体制の整備・充実を図ります。	幼稚園・保育課
保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターによる保育所等訪問支援事業により、保育所・幼稚園等への専門的な支援を図ります。	幼稚園・保育課 こども家庭課 (こども発達支援センター)
就学支援の充実	就学サポートシートの活用など教育機関と連携し就学支援を図ります。	教育研修課 幼稚園・保育課 こども家庭課 障がい福祉課

（3）就学児（学齢期）への教育の充実

【現状と課題】

「教育相談」及び「福島市就学指導審議会」において、児童生徒に対する適正な就学指導を行い、障がいの状態に応じた特別支援教育を行っております。年々、児童生徒数が増加傾向にある中で、スクールソーシャルワーカーをはじめ、個々の障がい特性に対応できる専門性の高い教員の採用や配置、自閉症などの発達障がいへの対応などが求められており、関係機関との連携のもと総合的な支援体制が必要です。

【施策の方向性】

特別支援学校や特別支援学級の適正な配置、支援体制の整備を図るとともに、福島市いきいき共生推進委員会、ライフサポート会議などとも連携し、ライフステージに対応した支援体制の整備に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
進路指導体制の充実	福島市いきいき共生推進委員会、ライフサポート会議などと連携し、進路指導体制の充実を図ります。	障がい福祉課
個別の教育支援計画の推進	障がい及び発達の状況に応じた「個別の教育支援計画」を作成について教育機関へ周知や助言を行い、障がいの多様化、重度化・重複化に対応した専門的指導の充実に努めます。	学校教育課 教育研修課
学校施設等の環境整備	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備について計画的推進を図ります。	教育施設管理課
福祉教育の推進	特別支援学校（視覚・聴覚・知的障がいなど）・特別支援学級と小・中学校との交流及び共同学習を促進し、相互理解を深めます。	教育研修課

関連事業名	事業内容	担当課
教職員の専門性の向上	自閉症などの発達障がいに対する教職員の理解促進を図るなど、専門性を高め、適切な教育支援ができるよう教職員の研修を実施し、資質の向上を図ります。	教育研修課
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ推進	障がい児が放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、受入れに努めます。	こども政策課
放課後児童クラブ（障がい児受入推進事業）	障がい児が放課後児童クラブを利用する場合、そのクラブに対して、専任指導員1名の配置費用を補助することにより、支援体制の充実を図ります。	こども政策課
放課後児童クラブ（障がい児受入強化推進事業）	障がい児（3人以上）が放課後児童クラブを利用する場合、そのクラブに対して、専任指導員1名以上の配置費用を補助することにより、支援体制の充実を図ります。	こども政策課

第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進

共生社会の実現に向け、障がいのある方のニーズや多様な特性に応じた事業を実施することで、文化芸術・スポーツ活動への参加機会、鑑賞機会、創造機会を創出します。

1 障がいのある方の文化芸術活動への参加

(1) 文化芸術活動の充実

【現状と課題】

福祉作品展の開催などにより、健康や生きがいの創出に取り組んできました。

アンケート調査報告書のP18【障がい者の社会参加の現状】では、「あまり参加したくない」「参加したくない」が約4割でした。直近1年間でも「特に参加していない(61%)」と社会参加をしていない方が多い結果となっています。

文化芸術活動に触れるための心理的・物理的障壁を取り除き鑑賞・参加・創造する機会の創出と情報アクセシビリティ向上による普及・啓発が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方も障がいのない方も分け隔てなく自由に文化芸術を鑑賞・参加・創造するための風土をつくるため、文化芸術活動機会の確保と情報アクセシビリティ向上による普及・啓発の強化を図ります。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
福祉作品展	障がい児・者や高齢者が制作した作品の展示を行い、市民の福祉に対する理解向上を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課
生涯学習施設のバリアフリー化の促進	障がいのある方が生涯学習施設など（図書館、学習センターなど）をさらに利用しやすくなるよう、施設の整備に努めるとともに、バリアフリー化の促進を図ります。	生涯学習課 図書館

関連事業名	事業内容	担当課
公の施設の使用料免除制度の周知	障がいのある方の公の施設の利用促進を図ります。	障がい福祉課
読書バリアフリーの推進	視覚障がい等で本を読むことが困難である方を対象として、障がいの有無にかかわらず等しく読書を楽しむことができるよう、障がいのある方の読書環境の充実を図ります。	図書館
各種文化・芸術事業への参加促進	障がいのある方が分け隔てなく積極的に文化・芸術事業へ参加できるよう各種事業で障がいのある方の参加促進を図ります。	文化振興課 障がい福祉課

2 障がい者スポーツの普及

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状と課題】

福島市障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への参加の支援に取り組んできました。

前項同様、アンケート調査報告書のP18【障がい者の社会参加の現状】では、「あまり参加したくない」「参加したくない」が約4割で、直近1年間でも「特に参加していない(61%)」と社会参加をしていない方が多い結果となっており、今後も、地域交流を通して相互理解が深められるようスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方も利用しやすく多様なスポーツを実施できるよう施設環境の充実や地域団体等との交流による相互理解の増進を図ります。

さらに、情報アクセシビリティ向上による普及・啓発を推進します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
社会参加促進事業	パラスポーツ大会の開催を支援し、スポーツを通じ、健康の維持増進と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
スポーツ施設のバリアフリー化	スポーツ施設のバリアフリー化など施設の整備・充実を図ります。	スポーツ振興課
公の施設の使用料免除制度の周知	障がいのある方の公の施設の利用促進を図ります。(再掲)	障がい福祉課
障がい者団体の体育施設優先利用事業	障がい者団体がスポーツ行事を実施する場合体育施設を優先的に利用申込みできるようにし、障がい者スポーツの普及・促進を図ります。	スポーツ振興課

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした スポーツ活動の支援

【現状と課題】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、大会理念のひとつである共生社会の実現に向け、パラスポーツへの理解、普及・促進を図ってきました。

今後も、積極的にパラスポーツの大会や合宿を受け入れ、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての人がパラスポーツを身近に感じ、様々な交流する機会を創出し、共生社会の実現につなげることが必要です。

【施策の方向性】

包括連携協定を結ぶ一般社団法人日本ボッチャ協会と連携しパラスポーツに触れる機会を提供し、パラスポーツの普及啓発と障がいのある方との相互理解の増進に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
パラスポーツの普及啓発	パラスポーツ指導者の養成及びスポーツ団体の育成・支援を行い、障がいのある方がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、パラスポーツを応援する機会を創出します。	スポーツ振興課
ボッチャの普及推進	ボッチャ用具の貸出やいきいき！ふくしまマーケットなどのイベントでの普及活動を行います。	障がい福祉課 スポーツ振興課
パラスポーツの各種大会や合宿の受入	スポーツ施設など障がいのある方が利用しやすい環境を整備し、大会や合宿を受け入れることで、パラスポーツを身近に感じる機会を創出し、共生社会への理解、関心を深めます。	スポーツ振興課

3 社会参加活動の充実

(1) 生涯学習の充実

【現状と課題】

障がいのある方の学習・文化活動の充実を図るため、サークルの育成、公共施設の整備充実、福祉講座の開催など生涯学習への取組みを行ってきました。

アンケート調査報告書のP18【障がい者の社会参加の現状】では、「あまり参加したくない」「参加したくない」が約4割となっており、直近1年間でも「特に参加していない(61%)」と社会参加をしていない方が多い結果となっています。

今後も、障がいのある方の自立と社会参加をより一層進めるために、学習の場

の確保、機会の拡充と環境整備が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方の日常生活を豊かなものとし地域交流や社会参加を促進するため、学習機会の充実に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
しゃくなげ青年講座の開催	障がいのある方の自主的な学習・交流を通じて文化活動の振興を図るため、サークルの育成充実を図ります。	中央学習センター
学習センター等整備事業	図書館、学習センターなどについては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。	生涯学習課 図書館

(2) ボランティア活動の支援

【現状と課題】

障がいのある方自らが地域社会の中で、社会の構成員の一人として尊重されるためには、地域社会での関わりが重要です。

日常の中で、障がいのある方とない方が触れ合える地域交流事業やボランティア活動の充実をさらに推進する必要があります。

【施策の方向性】

福島市社会福祉協議会との連携を図りながら、市民のボランティア活動を積極的に支援します。

障がいのある方が地域社会の一員として、共に生活できる「ノーマライゼーション社会」の実現のため、地域における啓発を進めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
社会参加促進事業の推進	点字、音訳、要約筆記の入門講座や技術養成講習会を実施し、視覚・聴覚障がい者の社会参加を促進します。	障がい福祉課
ボランティア研修会・講座の開催	障がい者とのコミュニケーション手法の学習や市内のボランティア団体の紹介を行う講習会を実施し、ボランティア活動参加者の充実に努めます。	障がい福祉課
自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民による講演会などの開催により、社会的障壁を除去するための啓発活動を図ります。(再掲)	障がい福祉課
「心のバリアフリー」推進隊活動	「心のバリアフリー」推進キャッチフレーズ『共生、学びは無限大』を合言葉に、学生と共に、心のバリアフリー全般のPR活動を行います。	共生社会推進課

(3) 社会参加促進に向けた様々な取り組み

【現状と課題】

障がいのある方の社会参加の促進は、ハード面だけでなく、ソフト面での取り組みも重要です。

障がいのある方の社会参加に際し、情報アクセシビリティ・コミュニケーションに関する取り組みは、現状においては、官民共に対応が十分でありません。

また、障がいのある方の社会参加の際に、どのような場面でどのような社会的障壁があるのか、どのような合理的配慮が必要なのか等を当事者へ確認し反映する必要があります。

【施策の方向性】

民間企業に対しては、合理的配慮の周知を通して、さらなる意識醸成に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
民間事業所への合理的配慮の周知・啓発	民間企業に対し、情報アクセシビリティ・コミュニケーション向上にむけた取り組みを周知し、合理的配慮に対する意識の醸成を図ります。	共生社会推進課 障がい福祉課
公の施設の使用料免除制度の周知	障がいのある方の公の施設の利用促進を図ります。(再掲)	障がい福祉課

第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある方の社会的、経済的自立を実現するために、福祉的就労の支援のほか、公共職業安定所など専門機関との連携により、一般就労に向けた就労機会の提供など、障がいのある方の能力や適性に応じた支援に努めます。

1 障がい者雇用の促進

(1) 雇用の促進と安定

【現状と課題】

障がいのある方の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用を義務付けられている事業所における障がい者雇用率は、令和4年6月1日現在、福島公共職業安定所管内では、2.05%になっており、(全国平均2.25%)、いまだに法定雇用率を下回っています。

アンケート調査報告書のP17【障がい者の就労の現状と期待】では、「働いていない(41%)」が最も多く、勤務している方の就労先としては、「一般企業(10%)」が多い結果となっています。

働いていない方の現状では、「働きたいが働く場所がない(16%)」前回比7%増と増加しています。働いていない方の就労の希望においては、「一般企業で常勤雇用(24%)」「技能指導者がいる仕事(18%)」と一般就労を希望する方の割合が多い状況にあります。

アンケート結果から、就労を希望しても一般企業での就労の場が少ない現状が読み取れることから、本人の能力や希望する職種のニーズとのマッチングが課題と捉えています。

現在、雇用率達成企業の割合が低いことから、就労先である一般企業にむけて障がいのある方の雇用の促進に理解を求める必要があります。

今後は、公共職業安定所など関係機関との連携をさらに強化し、障がいのある方の雇用促進や就労支援の充実に努める必要があります。

【施策の方向性】

雇用率達成のため、事業主に対し雇用制度の周知に努めます。

また、国・県や関係機関との連携を強化するとともに、福島市いきいき共生推進委員会、ライフサポート会議とも連携しながら、就労支援体制の充実に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
福島市障がい者雇用推進企業認証事業	事業主に対する雇用制度の周知徹底を図るとともに、障がい者雇用推進認証事業などを通じて、障がい者雇用に対する意識の高揚を図ります。	産業雇用政策課
進路指導体制の充実	福島市いきいき共生推進委員会、ライフサポート会議などと連携し、進路指導体制の充実を図ります。(再掲)	障がい福祉課
県北障害者就業・生活支援センターの利用促進	県北障害者就業・生活支援センターの就業支援員による、就職までの相談や情報提供、就職後の助言や支援について、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。(再掲)	障がい福祉課

2 福祉的就労の充実

(1) 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がいのある方に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当などの支給を行うなど、障がいのある方の経済的負担軽減を行っています。今

後も、各種手当や助成制度の普及・啓発を図り、制度を有効に活用することが必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方の生活基盤の安定確保のため、経済的負担軽減施策を実施するとともに、各種手当の制度周知及び、適切な支給に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
障害基礎年金などの年金制度の周知	国民年金加入中に初診日である病気やけがで一定の障がい状態になった場合で受給要件を満たした方への年金制度の周知を図ります。	国保年金課
特別障害者手当の給付	20歳以上で、精神又は身体の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態のある方に給付を行います。	障がい福祉課
重度心身障がい者医療費助成制度	制度の要件を満たした方の病気やけがで治療を受けた際の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。(再掲)	共生社会推進課
自立支援医療制度（精神通院医療・更生医療）	心身の障がいを除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。(再掲)	障がい福祉課
在宅酸素療法電気代助成事業	在宅で酸素濃縮器を利用している障がいのある方に、毎月の電気代の一部を助成します。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
治療材料・衛生器 材助成事業	在宅の重度障がい者又は重度の認知症高齢者、人工肛門や人工膀胱の造設者に対して、紙おむつやストマ用装具等の給付券を給付します。	障がい福祉課
福祉タクシー料 金助成事業	重度心身障がい者の社会参加促進のため、タクシー料金の一部を助成します。	障がい福祉課
人工透析患者通 院交通費助成事 業	じん臓の機能に障がいのある方が、定期的に医療機関へ血液透析療法を受けるために通院する場合の交通費の一部を助成します。	障がい福祉課
障がい者通所交 通費助成事業	通所施設（地域活動支援センターを含む）への通所者が、通所に要した交通費の一部を助成します。	障がい福祉課
生活福祉資金貸 付制度の周知	福島市社会福祉協議会が申請窓口となっている、経済的自立や社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度について周知します。	障がい福祉課

(2) 就業機会の拡充と就労支援

【現状と課題】

国や地方公共団体などの公的機関は、平成25年4月の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行により、国の基本方針に基づき「調達方針」を作成し、障がい者就労施設などが提供する物品や役務を優先的・積極的に購入（調達）することになっています。

特別支援学校などの卒業生については、福祉的就労を希望する方が毎年一定数

いることから、就労系福祉サービスにおいて、事業所が不足しているサービスは、指定障害福祉サービス事業所の拡充に努める必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある方の特性に応じた自立訓練事業や就労移行支援事業、就労継続支援事業により、就労機会の拡大と障がいのある方の経済面での自立を推進します。

また、障がいのある方の活動の場となる地域活動支援センターへの支援を引き続き実施します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。(再掲)	障がい福祉課
就労定着支援	一般企業等へ就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言を行います。 (再掲)	障がい福祉課
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用した新たなサービスとして、利用者が就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう支援します。 (再掲)	障がい福祉課
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上に必要な訓練を行います。 (再掲)	障がい福祉課
障がい者就労施設等からの物品等の調達推進	「障害者優先調達推進法」に基づいて授産品などの販売機会の拡充を図ります。	障がい福祉課
地域活動支援センターの支援	地域活動支援センター事業への支援を継続します。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
県北障害者就業・生活支援センターの利用促進	県北障害者就業・生活支援センターの就業支援員による、就職までの相談や情報提供、就職後の助言や支援について、制度の周知を図ります。(再掲)	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 (再掲)	障がい福祉課
就労系福祉サービスのテレワーク活用	就労系サービスにおいて、サービス利用者に対して、ＩＣＴ活用による在宅支援を継続し、就業機会の拡大に向けた制度運用を図ります。	障がい福祉課
市職員採用の推進	市職員の障がいのある方の採用を確保するため、計画的に障がいのある方の採用に努めます。	人事課

(3) 職業能力開発支援

【現状と課題】

障がいのある方の就労に向けては、障がい特性に合わせた職業能力の向上が必要となっていることから、職業能力開発支援の関係機関と連携を図るなどの体制づくりが課題となっています。

【施策の方向性】

障がいのある方の特性に合わせた職業能力開発の支援体制づくりに努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
福島障害者職業センターの利用促進	福島障害者職業センターのジョブコーチ支援事業や職業準備訓練などの広報推進を図ります。	障がい福祉課
県北障害者就業・生活支援センターの利用促進	県北障害者就業・生活支援センターの就業支援員による、就職までの相談や情報提供、就職後の助言や支援について、制度の周知を図ります。（再掲）	障がい福祉課
職場適応訓練の周知	福島公職業安定所で実施している、障がいのある方を「職場環境に適応することを容易にさせる」ことを目的に、委託事業所内で実施訓練を行い訓練終了後に引き続き雇用する制度の周知を図ります。	障がい福祉課

第6章 生活環境

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して快適に生活できるよう、ハード面では、行政のユニバーサルデザインの視点に立った生活環境づくりの推進、ソフト面では、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援や社会参加関連施策の推進により、障がいのある方が社会参加しやすい社会全体の体制づくりに努めます。

1 外出、移動しやすい環境整備

(1) 移動支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP19【外出時の主な移動手段と主な目的及び困ること】の(1)移動手段では、身体障がい者「自分が運転する車(35%)」、知的障がい者「家族が運転する車(61%)」、精神障がい者「家族が運転する車(24%)」で全体としては、「家族が運転する車(34%)」が最も多い結果となりました。

(2) 外出の目的では、「通院(80%)」、次が「買物(63%)」となり、その他社会参加として「散歩(15%)」「友人宅訪問(10%)」となりました。

通院等は、障がい程度によっては、障害福祉サービスでの対応が可能となっています。障がいのある方の社会参加においては、移動支援事業が欠かせないものですが、サービスを提供する事業所の不足などの問題があり、地域特性に応じた課題を整理し、持続可能な事業としていく協議をしていく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある方の社会参加を促進するために、移動支援事業や福祉タクシー料金助成事業などの充実に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
補助犬育成貸与事業	身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の周知と理解促進を図ります。	障がい福祉課
移動支援事業	重度の障がいのある方等が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動介護を行います。（再掲）	障がい福祉課
福祉タクシー料金助成事業	重度心身障がい者の社会参加促進のため、タクシー料金の一部を助成します。（再掲）	障がい福祉課
障がい者通所交通費助成事業	通所施設（地域活動支援センターを含む）への通所者が、通所に要した交通費の一部を助成します。（再掲）	障がい福祉課
社会参加促進事業	身体に障がいのある方が自動車の免許を取得する際の費用や自動車を改造するための費用の一部を助成します。	障がい福祉課
人工透析患者通院交通費助成事業	じん臓の機能に障がいのある方が、定期的に医療機関へ血液透析療法を受けるために通院する場合の交通費の一部を助成します。（再掲）	障がい福祉課

（2）移動環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP19【外出時の主な移動手段と主な目的及び困ること】の（3）外出する際に困ることでは、「交通が不便（26%）」「道路に障害物

や段差がある（19%）」「通行車両に危険を感じる（19%）」の意見は、前回に比べて高くなっています。

令和5年3月に策定された「福島市バリアフリー基本構想」では中心市街地と飯坂温泉地区の特定事業、その他の事業を位置づけし、ハード・ソフト両面でバリアフリー化によるまちづくりを推進しております。

また、平成28年3月に策定した「福島市地域公共交通網形成計画」に基づき、低床バスの導入や路線バス高齢者利用促進事業など、公共交通機関の利用促進策を実施してきました。今後は、令和5年3月に新しく策定された「福島市地域公共交通計画」に基づき、関係機関と連携を強化し、公共交通機関を利用した移動の円滑化を推進します。

【施策の方向性】

「福島市バリアフリー基本構想」と「福島市地域公共交通計画」に基づき、公共交通事業者、市民との連携により、円滑な移動環境整備に努めます。

今後も、市民、事業者及び行政の連携により、バリアフリーの視点に立ち、車いすの走行や視覚に障がいのある方の移動などの利便性の確保、歩道の拡幅、歩車道の分離、段差の解消など円滑な移動環境整備の推進に取り組みます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
道路や交通安全施設の整備	道路や交通安全施設のバリアフリー化の視点に立った整備を図ります。	道路保全課 道路建設課 市街地整備課
交通施設や車両等のバリアフリー化の推進	交通事業者と行政が連携し、誰もが安心して移動できるよう、公共交通施設や車両のバリアフリー化を推進します。	交通政策課
持続可能な公共交通の確保	多様な主体の連携により、将来につながる持続可能な公共交通の維持・確保を図ります。	交通政策課

2 福祉のまちづくりの推進

(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP19【外出時の主な移動手段と主な目的及び困ること】では、市内全体においては、「建物内の設備などが不備（9%）」「障がい者用トイレがない（10%）」の意見がありました。また、P21【公共施設の利用状況】では、「利用しにくい（12%）」の割合は少なかったが、利用しにくい理由では、「床や道路に段差がある（44%）」「道路、階段の手すりがない（34%）」等、道路に関するハード面での意見が多くありました。

本市では、安全で利用しやすい道路や公園などを整備し、障がいのある方が安全で快適に生活できるよう環境整備に努めてきたところですが、引き続き、障がいのある方を含めた全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが必要です。

今後、施設の改修や整備を行う際には、誰もが利用しやすい環境づくりすることが求められています。

【施策の方向性】

「福島市バリアフリー基本構想」で位置づけた特定事業・その他の事業について、計画に基づき公共交通施設や道路、建物などのバリアフリー化を推進するとともに、「福島市サインガイドライン」を作成し、だれにでもわかりやすく、統一されたサイン整備による公共施設整備を目指します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
市営住宅の整備	屋内の段差がないこと・車椅子で通行可能な廊下幅であること等、バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。（再掲）	住宅政策課

関連事業名	事業内容	担当課
公共施設の整備	公共施設の建設及び改修にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが利用しやすい施設となるよう検討を行います。	施設を所管する課
道路の安全対策	「まち歩き点検」実施などを通して、市民と協働による課題共有を図り、緊急を要する道路の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、歩行空間の確保に努めるなど、安全で人にやさしい道路環境の創出を図ります。	交通政策課 道路保全課 道路建設課 市街地整備課
公園等の整備	車イスが使いやすい園路の改築や段差解消、また、トイレなどの公園施設をユニバーサルデザインに対応させることで、利用者の安全・安心確保に努めながら、市民との協働による緑化を推進し、安全で快適な都市環境の形成を図ります。公園緑地などの整備、緑化の推進に努め、安全で健康な緑あふれるまちづくりの推進を図ります。	公園緑地課

(2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

福祉のまちづくりでは、障がいのある方に対して、前章でのハード面での合理的配慮とともに、障がいのある方と接する際には、それぞれの障がい特性に応じた対応が求められます。

アンケート調査報告書のP25【地域での障がい者に対する理解や差別】では、障がいのある方への理解を深めるためには「広報・啓発の充実（29%）」が必要との意見が多い結果となっています。

障がいのある方が安心して地域で暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためにには、市民一人ひとりの障がいに対する理解と認識が必要であり、「こころのバリアフリー」が大切ですが、いまだ、障がいや障がいのある方に対する偏見や誤解が見られ、障がいへの理解は十分とは言えず、さらなる理解促進が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方が安心して地域で暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るために、市民との共創により、啓発活動を推進し、障がいや障がいのある方に対する理解を促進するため、効果的な啓発・広報を推進していきます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
バリアフリー推進パートナー認証の推進	バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力をいただける民間事務所や団体の皆様を「バリアフリー推進パートナー」とし、官民ともにバリアフリー推進に努めます。	共生社会推進課
「心のバリアフリー」推進隊活動	「心のバリアフリー」推進キヤッチフレーズ『共生、学びは無限大』を合言葉に、学生と共に、心のバリアフリー全般のPR活動を行います。(再掲)	共生社会推進課
市政だより等作成事業	市政だより(点字、音声)、ホームページやソーシャルメディアなどによる啓発・広報活動の推進を図ります。	広聴広報課

関連事業名	事業内容	担当課
「心のバリアフリー」広報紙の発行	本市全体に「心のバリアフリー」を広げるため、身近にあるバリアフリーに関する様々な取り組みについて、「ここフリ」を定期的に発行し広報周知に努めます。	共生社会推進課
「障がい者福祉のてびき」の発行	障がいのある方に関する各種制度を記載した冊子を発行します。	障がい福祉課
「市民ガイドブック」の発行	障がいのある方に関する主な制度を記載した冊子を発行し窓口で配布します。	市民課
介護保険サービスの充実	高齢者や特定疾病に該当された方に、介護保険制度の広報充実を図ります。	介護保険課
精神障がいについての理解促進	セミナーを通して広く一般市民に統合失調症や発達障がい等の精神疾患に関する正しい知識の普及を図ります。	障がい福祉課
自殺対策関連事業	講演や講座を通して自殺や精神疾患の正しい知識を普及啓発し、自殺予防を推進します。(再掲)	障がい福祉課
社会参加促進事業の推進	点字入門講習会を通じ、点訳ボランティアの周知を図るなど、ボランティアの養成を推進します。(再掲)	障がい福祉課
いきいき共生推進委員会の活用	福島市いきいき共生推進委員会などにおいて関係機関のネットワーク化を図り、地域における課題の共有や協議を行います。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及	ヘルプマークや、災害時等いざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通して、外見から分かりづらい障がいのある方への理解促進を図ります。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 (再掲)	障がい福祉課
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。	障がい福祉課

(3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

現在、全国的に、少子高齢化・人口減少が進んでおり、行政資源が今後ますます制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化する中、「行かない」オンライン手続きや、「書かない」申請へ対応した窓口業務改善を推進し、障がいのある方をとりまく環境の変化に対応していく必要があります。

【施策の方向性】

「対面」による紙の申請から、「非対面」によるオンライン手続きをはじめとする「書かない」申請など、「書かない」場面を増やしていくために、行政手続きのデジタル化に取り組みます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
ミライロIDの普及促進	障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入を推進し、障がいのある方の利便性の向上を図ります。	障がい福祉課
行政手続きのオンライン化の推進	本市の各種手続きのオンライン化を推進し、障がいのある方の利便性の向上を図ります。	庁内関係課
手続きガイドの普及促進	障害者手帳取得により利用可能な福祉サービス等をスマートフォン等で確認できる行政手続き案内システムの利用を推進し、障がいのある方の利便性の向上を図ります。	障がい福祉課

第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行に伴い、本市においても、情報のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援施策をより一層推進し、共生社会の実現に取り組みます。

1 障がいのある方の情報利用

(1) 障がい特性に応じた情報アクセシビリティ（利便性）の向上

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP29【情報の入手状況】では、「家族や友人(23%)」「市政だより(22%)」など、身近な人や紙媒体から情報を得ている方が多い一方、「インターネット(10%)」からの情報取得も見られます。また、福祉に関する情報を十分に入手できていますかという設問に対し、「どちらかといえば不十分」「不十分」が39%を占めることから、行政側からの情報提供に際して、障がいのある方自ら情報取得を行う際、障がい特性に応じた手段や合理的配慮が不足している状況となっています。

障がいのある方が、障がいのない方と同一内容の紙媒体やデジタル媒体での情報を、同一時点において取得できるよう、公的機関だけでなく民間事業者も含め取り組むことが課題となっています。

【施策の方向性】

情報化社会の進展に伴うインターネット経由での情報取得に対して、本市では視覚障がいや聴覚障がい等、それぞれの障がい特性ごと必要な情報が得られるよう、障がいのある方に配慮した文書やホームページ等による情報提供に努めます。

また、日常生活用具の給付、音声コード、字幕等のサービス等施策の普及促進を図るとともに、公的機関や民間を問わず様々な分野と連携を図り、障がいのある方への理解と関心を深め、合理的配慮による情報格差のない社会を目指します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
音声コード付文書の作成	視覚障がいのある方のための音声コード付文書の作成に努めます。	障がい福祉課
同時手話通訳者を配置した市長記者会見	聴覚障がいのある方への合理的配慮として、市長記者会見時に同時手話通訳を実施しています。	広聴広報課
障がいのある方に配慮したホームページによる情報発信	視覚障がいのある方への合理的配慮として、市ホームページでは、色の変更や読み上げなど障がい特性に対応したアクセシビリティの向上に取り組み、情報発信に努めています。	広聴広報課
日常生活用具の給付	在宅の障がい児・者に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。(再掲)	障がい福祉課
点字・声の広報等発行事業	点字翻訳した市政だよりや市議会だよりの発行、カセットテープやCDの音読録音版を製作しています。	広聴広報課 議会事務局
データ放送(dボタン)による情報発信	障がいの有無に関係なく、より多くの方が情報取得できるように、テレビのデータ放送を利用した市政情報を発信しています。事前の設定や、個人情報の入力が必要なく情報が取得でき、災害時には避難所情報なども確認ができます。	広聴広報課
SNSによる情報発信	障がいの有無に関係なく、より多くの方が情報取得できるように、SNSを活用し、市政情報、緊急情報などをメッセージ、写真、動画などで情報発信しています。	広聴広報課

関連事業名	事業内容	担当課
障がい福祉のてびきへの音声コードの付与	毎年発行する障がい福祉のてびきに対し、視覚障がいのある方への合理的配慮として、音声コードを付与し、情報バリアフリー化に取り組みます。	障がい福祉課
市ホームページでの障がい福祉のてびきテキスト版の掲示	障がい福祉のてびきのテキスト版をホームページに掲示し、視覚障がいのある方への音声読み上げ対応を図り、情報バリアフリー化に取り組みます。	障がい福祉課
公的機関・民間事業所等への周知	情報格差のない社会に向け、心のバリアフリーによる障がいのある方への理解促進を図ります。	共生社会推進課 障がい福祉課
点字付き封筒での文書発送	合理的配慮に基づき、視覚障がいのある方への重要文書等発送に際して、点字付き封筒を用い文書発送します。	障がい福祉課
市職員対応要領の周知	本市職員が障がいのある方へ適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。(再掲)	障がい福祉課

2 意思疎通支援の充実

(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実と推進

【現状と課題】

障がいのある方の社会生活すべての場面で、障がいのある方がコミュニケーションを図る際、障がい特性に応じた手段や合理的配慮が不足しています。

コミュニケーション支援が必要な方へ通知文を郵送する際、問い合わせ先に電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレス等を併記し、聴覚障がいのある方への意思疎通手段確保や、封筒に点字を付けて視覚障がいのある方に送り主が伝わるようにするなど合理的配慮が求められています。

また、障がいのある方の社会活動への参加を促進するため、手話通訳者の設置や派遣事業、要約筆記奉仕員の育成・派遣などの意思疎通支援のさらなる充実が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方の自立と社会参加促進のため、障がい特性に応じた適切な情報伝達による意思疎通手段を確保するため、公的機関や民間を問わず様々な分野と連携を図り、障がいのある方への理解と関心を深め、合理的配慮による相互理解に努めます。また、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの育成や派遣を行うとともに、デジタル機器を活用した遠隔手話通訳の実施、封筒に点字を付けるなど、日常生活の意思疎通手段の確保に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
意思疎通支援事業の実施	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点字学習指導員の養成・派遣し、意思疎通手段の充実を図ります。	障がい福祉課
手話言語条例に基づく各種施策の推進	手話への理解と周知を図り、手話を使って安心して暮らすことのできる地域を目指して、手話に関する施策を推進します。	障がい福祉課
遠隔手話通訳サービス事業	ろう者に対して、スマートフォンやタブレットのビデオ通話機能を使い、福島市設置手話通訳者による意思疎通支援を行います。	障がい福祉課
補装具費の支給	身体障がい児・者に失われた身体機能を補完する補装具の購入・修理・借受に要した費用の一部について支給します。（再掲）	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
日常生活用具の給付	在宅の障がい児・者に対して、日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。(再掲)	障がい福祉課
点字・声の広報等発行事業	点字翻訳した市政だよりや市議会だよりの発行、カセットテープやCDの音読録音版を製作しています。(再掲)	広聴広報課 議会事務局
音声コード付文書の作成	視覚障がい者のための音声コード付文書の作成に努めます。(再掲)	障がい福祉課
市職員対応要領の周知	本市職員が障がいのある方へ適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。(再掲)	障がい福祉課
民間事業所への合理的配慮の周知・啓発	民間企業に対し、情報アクセシビリティ・コミュニケーション向上にむけた取り組みを周知し、合理的配慮に対する意識の醸成を図ります。(再掲)	共生社会推進課 障がい福祉課

第8章 災害等に対する安全・安心

避難行動要支援者が、災害時の必要な支援を地域の中で受けられ、日頃より安全で安心して暮らせるよう防災対策を推進するとともに、障がいのある方が、安心して日常生活を送ることができるよう、避難行動要支援者防災対策推進事業と連動させて、地域で支え合う体制づくりに努めます。

1 防災対策

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

本市では、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることなどを目的とし、東日本大震災から得た課題や教訓を反映させた「福島市地域防災計画」を策定しました。今後も、防災対策を推進する必要があります。

災害時に対して速やかに対応するための継続的な体制を保持するためには、日頃から地域と共に支えあう共助体制が必要であることから、日頃から地域との関わりを持ち、地域全体で防災意識も持つことや情報共有が引き続き求められています。

【施策の方向性】

障がいのある方や高齢者などの避難行動要支援者の日頃からの見守り、避難行動要支援者登録制度の推進、地域住民の防災意識の高揚を図り、関係機関・団体などと連携を図りながら、防災対策の充実に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
自主防災組織の推進	地域の防災活動を効果的に行うため、市内の公共的団体・事業所などの防災に関する組織及び住民による自主防災組織の活性化、育成指導に努めます。	危機管理室
屋外スピーカー・戸別受信機の運用事業	災害に関する情報をいち早くお知らせするため、屋外スピーカー、戸別受信機の運用を行います。	危機管理室

関連事業名	事業内容	担当課
福島市公式防災アプリによる情報配信事業	防災情報専用のアプリにより、スマートフォン等で、気象警報や災害時の避難情報等をプッシュ通知でお知らせします。	危機管理室
エリアメール・緊急速報メールによる情報配信	避難情報などの緊急性の高い情報を一斉配信します。	危機管理室
防災訓練等への支援	自主防災組織を中心に災害時要援護者及びその家族等による防災訓練及び研修実施の支援に努めます。	障がい福祉課 長寿福祉課
災害時ストーマ用装具保管事業	災害時にストーマ用装具を持ち出せなくなつた場合に備え、保健福祉センター内設置ロッカーへの保管事業を行います。	障がい福祉課
障がい者に配慮した災害時支援事業	大雨や洪水等災害時に、障がいのある方が通いなれた通所先を福祉避難所とする協定締結を継続します。	障がい福祉課
合理的配慮の提供の周知啓発	災害下においても、障がい特性に応じた合理定配慮の提供について周知を図ります。	障がい福祉課
市職員対応要領の周知	本市職員が障がいのある方へ適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。(再掲)	障がい福祉課

(2) 避難行動要支援者登録制度の推進

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP24【避難行動要支援者（旧災害時要援護者登録制度）】では、避難行動要支援者の登録については、「家族の支援が受けられるため必要ない（36%）」などの理由により、登録を「していない」方が7割を超える結果となりました。

しかし、前回と比較して登録を「している」割合は6%上昇しています。

本市では、「福島市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を策定し、避難行動要支援者防災対策推進事業を実施しています。

引き続き、個別避難支援プランを作成し、地域の実情や障がい特性に応じた支援体制づくりが必要です。

【施策の方向性】

避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制づくりを推進します。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者登録制度の推進	避難行動要支援者登録制度の周知、啓発を図り、避難行動要支援者の登録を推進します。	障がい福祉課 長寿福祉課
個別避難支援プランの作成	個別避難支援プランを作成し、関係機関・団体などと情報を共有し地域の防災体制の推進を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 危機管理室
防災意識の高揚	障がいのある方や高齢者などの災害時要援護者と地域住民との交流を推進します。	障がい福祉課 長寿福祉課

（3）福祉避難所の整備

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP22【災害発生時】では、災害が発生した場合に不安だと感じることは、「避難場所での生活（35%）」となっています。

特別養護老人ホームや障がい者入所施設においては、協定を締結し、福祉避難

所を指定しました。また、福祉避難所を円滑に運営するために人的支援や福祉機器供給協力に関する協定を締結しました。

障がいのある方が通いなれた通所先についても、「障がい者に配慮した災害時支援事業における福祉避難所に関する協定」を締結しました。

引き続き、障がいのある方が避難場所で安心して生活できるように、障がいのある方に配慮した福祉避難所の整備を推進する必要があります。

【施策の方向性】

福祉避難所に関する協定事業所の拡大を図るとともに、協定事業所が災害時に迅速かつ円滑に行動できるよう、訓練の実施など防災対策の充実に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
防災体制の確立	福祉避難所となる社会福祉施設間の連携と協力体制を推進するとともに、必要な物資などの確保に努めます。	障がい福祉課 危機管理室
自主防災組織との連携強化	避難所の設置、職員派遣、連絡や運営体制などを確認するため、避難所となる施設の管理者及び町内会、自治会、自主防災組織などの協力を得て、訓練を実施します。	危機管理室
医療的ケア児のホテル利用	福島市旅館ホテル協同組合等と連携し、災害発生時の医療的ケア児の避難受入れ体制の整備に努めます。	危機管理室
障がい者に配慮した災害時支援事業	大雨や洪水等災害時に、障がいのある方が通いなれた通所先を福祉避難所とする協定締結を継続します。(再掲)	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
市職員対応要領の周知	本市職員が障がいのある方へ適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。(再掲)	障がい福祉課

2 防犯・事故対策

(1) 防犯と安全対策の充実

【現状と課題】

「ふれあい訪問収集」「食事サービス」事業を実施しており、その中で、一人暮らし高齢者などの安否確認を行い、成果を上げています。

今後は、他の関係機関とも連携し、地域ネットワークの構築を図るなど、さらなる事業の推進が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある方が、安心して日常生活を送ることができるよう、地域で支え合う体制づくりに努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
安否確認事業の拡充	「ふれあい訪問収集」、「食事サービス」などの安否確認事業の拡充を図ります。	ごみ減量推進課 長寿福祉課 障がい福祉課
緊急通報装置貸与事業の推進	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等に緊急通報装置システムの整備を図ります。	長寿福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
手話通訳者緊急連絡網の整備	聴覚障がい者が、緊急時に安心してコミュニケーションが図れるよう手話通訳者緊急連絡網の整備、周知を図ります。	障がい福祉課
地域安全活動の支援	犯罪による被害を防ぐため、警察と連携し、地区防犯協会などが行っている地域安全活動を支援します。	生活課
NET119緊急通報システム・FAX 119番	聴覚や発話などに障がいのある方が、火災や救急などの緊急時に連絡できるように、周知を図ります。	消防本部 通信指令課
消費者教育事業	高齢者・障がい者を見守っている関係部署と連携し、情報提供、相談情報の収集及び啓発を行い被害の防止を推進します。	消費生活センター
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。(再掲)	障がい福祉課

3 感染症対策

(1) 感染症対策への対応

【現状と課題】

新型コロナウィルス感染症等が発生・拡大した際、感染症等の拡大防止に向けた対応が求められるとともに、障害福祉サービス事業においても、支障が生じな

いように、感染対策の準備が必要です。

また、感染下では、ウェブ会議やオンラインの活用ができるよう積極的な導入が求められるとともに、障がいのある方への障がい特性に応じた配慮が必要です。

【施策の方向性】

新型コロナウィルス感染症等の拡大防止にむけた啓発活動を継続するとともに、感染症等が拡大した場合には保健所等の関係機関と連携し、サービスの提供が途切れることのないように、事業所ごとの事業継続計画(BCP)策定推進に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
感染症予防対策の推進	感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、健康不安の軽減が図られるよう努めます。	保健予防課
感染拡大防止に配慮した事業所への助言・指導	障害福祉サービス提供体制を確保するため、事業所に対して助言・指導を行います。	保健予防課
遠隔手話通訳サービス事業	ろう者に対して、スマートフォンやタブレットのビデオ通話機能を使い、福島市設置手話通訳者による意思疎通支援を行います。(再掲)	障がい福祉課
事業所等の事業継続計画(BCP)策定の推進	障がい者施設やグループホーム等において、感染症が発生した際のサービス提供が途切れないよう事業所等のBCP策定を推進します。	福祉監査課 障がい福祉課
合理的配慮の提供の周知啓発	感染下においても、障がい特性に応じた合理定配慮の提供について周知を図ります。	障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
行政サービスのデジタル化への対応	新しい生活様式に対応した行政サービスへのＩＣＴの活用を進めます。	障がい福祉課

第9章 差別の解消及び権利擁護の推進

「障害者差別解消法」が令和3年に改正され、令和6年4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」となりました。

しかし、障がいと障がいのある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。

障がいのある方に対する理解や配慮の促進（心のバリアフリー）など障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止などの権利擁護推進に努めます。

1 障がいを理由とする差別解消の推進

（1）権利擁護と障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

本市では、共生社会の実現に向け、障がいのある方を含むすべての人にとって住みよい平等な地域社会づくりを進め、障がいのある方の権利が保障されるよう、障がい者差別相談窓口による専門相談の実施や中核機関を中心とした成年後見制度の利用促進に努めています。

また、障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。

アンケート調査報告書のP25【地域での障がい者に対する理解や差別】では、「地域で生活していて差別をほとんど感じない（34%）」の意見が多かったが、別調査項目では外出や就業項目での社会との接点がない方も多いことを勘案すると、差別を受ける場面にあう機会が少ないとも捉えられます。

本市では、公的機関・民間事業所とともに、現状では、「障がいを理由とする差別」や「合理的配慮」に対する意識の浸透が不十分な場面が散見されていることから、周知啓発活動を継続し、障がいのある人もない人も、互いに個性を認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、すべての市民の差別意識の解消に努めることにより、ノーマライゼーション社会の実現をめざす必要があります。

【施策の方向性】

権利を侵害されやすい障がいのある方が安心して生活できるよう、中核機関を中心とした権利擁護ネットワーク会議による権利擁護の推進や、「心のバリアフリー」による合理的配慮の提供等の周知啓発活動の継続及び適切な対応を行い、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

さらには、家族と暮らす障がいのある方に対して、情報提供や個別の相談支援などにより、その家庭や家族を支援する相談支援体制の整備に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
権利擁護ネットワーク会議の実施	権利擁護支援を必要としている方を含めた地域に暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な 分野・主体が連携した会議を実施します。	長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
中核機関による成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の相談や利用支援、権利擁護センターの周知を図ります。また、判断の能力が不十分な知的障がい及び精神障がいの方等のうち、後見等開始の審判申し立てができない方について、市長が代わって申し立てを行います。	長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
福島市権利擁護センター	高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け解決に向けた支援（助言や関係機関との調整、専門相談紹介）を行います。	長寿福祉課 障がい福祉課

関連事業名	事業内容	担当課
バリアフリー推進パッケージの推進	官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。	共生社会推進課
バリアフリー推進パートナー認証の推進	バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力をいただける民間事務所や団体の皆様を「バリアフリー推進パートナー」とし、官民ともにバリアフリー推進に努めます。(再掲)	共生社会推進課
「心のバリアフリー」推進隊活動	「心のバリアフリー」推進キヤッチフレーズ『共生、学びは無限大』を合言葉に、学生と共に、心のバリアフリー全般のPR活動を行います。(再掲)	共生社会推進課
「心のバリアフリー」広報紙の発行	本市全体に「心のバリアフリー」を広げるため、身近にあるバリアフリーに関する様々な取り組みについて、「ここフリ」を定期的に発行し広報周知に努めます。(再掲)	共生社会推進課
相談支援体制の構築	基幹相談支援センターを中心として、通所・通院など、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを実施します。	障がい福祉課
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っていくための指針として策定した対応要領を周知し、事例を通して合理的配慮の浸透を図ります。(再掲)	障がい福祉課

2 障がい者虐待防止

(1) 障がい者虐待防止

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP27【障がい者に対する虐待】では、過去に虐待を受けた事が「ある（10%）」であり、虐待防止センターの認知度では、「知らない（68%）」、「知っているが、相談したことはない（19%）」の結果となっています。

本市では、障がいのある方への虐待を防止するため、障害者虐待防止センターを設置して虐待の通報、相談への対応、養護者などへの支援を実施していますが、アンケート結果からも、相談先の認知度が十分でない点と、障がいのある方に対しての虐待防止の理解促進が不十分である点から、さらなる周知・広報に取り組む必要があります。

また、家庭内や障がい者福祉施設、職場での虐待に対して、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者的人権擁護、虐待防止等を目的として、令和4年度より虐待防止委員会設置・身体拘束検討委員会設置の義務化に伴い体制を整備し、従業員に対して研修を実施することとなっています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識し、関係機関が連携して解決に当たらなければならないことから、今後とも、障がい者虐待を防止するための取組みの強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

ふくしま障害者虐待防止センターによる虐待防止に向けた周知・広報活動を継続し、関係事業所での理解促進を図るとともに、養護者などに対して適切な支援を行い、障がいのある方に対する虐待の防止と早期発見に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
ふくしま障害者虐待防止センターの周知	障がいのある方への虐待予防及び早期発見・早期対応、安定した生活や社会参加を支援するための相談窓口について周知を図ります。	障がい福祉課
地域拠点等整備事業	障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、虐待を受けた障がいのある方を保護する場所の確保に努めます。	障がい福祉課
虐待防止推進事業	障害者虐待防止センターと連携し、養護者などによる虐待の防止及び虐待を受けた障がいのある方の相談及び保護を実施します。また、相談先の周知・広報に努め、福島市いきいき共生推進委員会を中心に関係機関と連携し、虐待防止に関するネットワークの構築を図ります。	障がい福祉課
障害福祉サービス事業所での虐待防止委員会の設置	障害福祉サービス事業所において、令和4年4月より虐待防止委員会の設置義務化となったことから、設置についてのさらなる広報周知に努めます。	福祉監査課

3 障がいへの理解促進

(1) 福祉教育などの推進

【現状と課題】

アンケート調査報告書のP27【地域での障がい者に対する理解や差別】(4)「差別解消に向けて取り組んでほしいこと」では、「教育環境の整備や福祉教育の

推進（29%）」の意見が多いことから、学校教育等において、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深めるための福祉教育の推進が求められています。

【施策の方向性】

学校や企業等での出前講座等により、福祉教育の推進を図るとともに、地域・学校での交流、ボランティア活動を推進し、障がいのある方に対する理解促進に努めます。

【主な施策】

関連事業名	事業内容	担当課
自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民による講演会などの開催により、社会的障壁を除去するための啓発活動を図ります。（再掲）	障がい福祉課
福祉教育の推進	特別支援学校（盲・聾・知的障がいなど）・特別支援学級と小・中学校との交流及び共同学習を促進し、相互理解を深めます。（再掲）	教育研修課
ふくしま・ふれあい・夢プラン事業	学校や地域での福祉体験活動を促進し、障がいや障がいのある方への理解を深めます。	学校教育課
出前講座の実施	市内の団体等が開催する集会、会合等で手話出前講座を実施し、手話の普及及び聴覚障がい者への理解促進を図ります。	障がい福祉課

用語解說

【あ】

IoT（アイオーティー）

「Internet of Things」の略称。あらゆるモノをインターネットに接続する技術であり、「モノのインターネット」と訳され、スマートスピーカーやスマートホーム、自動運転車など、近年急速に実用化が進んでいる先端テクノロジー。現在、注目を集めているDX（デジタルトランスフォーメーション）推進においても、AIやビッグデータなどと並ぶ重要なファクターの1つになっている。

ICT（アイシーティー）

「Information and Communication Technology」の略称。日本語では、「情報通信技術」と訳され、コンピューターを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。

アスペルガー症候群しようこうぐん

対人関係の障がいがあり、限定した常的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通した障がい。明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

いきいき！ふくしまーチエット

福島市の優先調達推進法の取り組みとして、障がい者施設で作られた商品の販売を市役所本庁舎や市内の各種イベントで実施している。

また、「いきいき！ふくしまーチエットオンライン」において、開催日の告知、障がい者施設で作られた商品、受注可能な業務を紹介するとともに、令和3年4月よりバリアフリー推進パートナーである「株式会社いちい」と連携し、市内11店舗で商品の常設販売を開始している。

いくせいりょう 育成医療

身体に障がいのある18歳未満の児童または現存する疾患を放置すれば、将来障がいを残すと認められる児童に対する障害程度の軽減、除去を目的とした医療の給付。

いりょうてき　じ　およ　かぞく　たい　しえん　かん　ほうりつ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援の基本理念と責務を定めた法律。医療的ケア児及びその家族に対する、国、地方公共団体等の責務、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、それにより安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として令和3年9月から施行された。

いりょうてき じとう 医療的ケア児等

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障がい児等のこと。

いりょうてき じとう 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとして活動する役割を持っている支援者のこと。

インクルージョン

教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。

A I （エーアイ）

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称。 Artificialは「人工的な」、 Intelligenceは「知能／知性」という意味を持つ。 AIとは『人間のような知能を持ったコンピューター』のようなもので、“自ら学習する”ことが大きな特徴。

S D G s（エスディージーズ）

S D G sは「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際社会共通の目標。先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標と169のターゲットで構成されており、球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されている。

おおやけ しせつ しょりょうめんじょせいど 公 の施設の使用料免除制度

障がいのある方の公の施設の利用の増進を図り、障がいのある方の社会参加の促進のため、平成19年8月に施行。障害者手帳等の提示によって使用料を免除する制度。

【か】

がくしゅうしょう 学習障がい（LD；Learning Disabilitiesの略）

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読

む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すものである。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

きのうくんれん **機能訓練**

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、機能の維持・回復に必要な訓練を行い、在宅での日常生活の自立を助けることを目的とするもので、寝たきり予防対策上最も大切な事業。

ぎやくたいほうしこいんかい **虐待防止委員会**

虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うという「虐待防止法」の掲げる障がい者の権利擁護を推進するために令和4年度から障害福祉サービス事業所に設置が義務づけられた。

きょうせいしゃかい **共生社会**

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

きょうどうせいかつえんじょ **共同生活援助（グループホーム）**

地域社会の中で共同生活を営むことを希望する障がいのある方に対し、世話人による食事の提供等日常生活の援助を行うことにより、障がいのある方の自立と地域生活を支援する生活の場所。

きよたくかいご **居宅介護（ホームヘルプサービス）**

居宅において日常生活を営むことができるようヘルパーを派遣し、食事・入浴などの介護、調理・洗濯・買い物などの家事、生活・身上などの相談・助言・外出時における介護など生活全般にわたる援助を行う。

きんきゅうつうほうそうちせっしえんじぎょう **緊急通報装置設置支援事業**

一人暮らし高齢者及び一人暮らし重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置及び火災報知器の設置を支援することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をできるようにする。

ケアマネジメント

障がいのある方に対するサービス計画作成による適切なサービスの選定と調整。
①障がいのある方やその家族の相談に応じ、専門的な立場から助言すること、
②障がいのある方のニーズを把握し、計画相談を作成すること、③計画相談を踏まえ、実際のサービス利用に結びつけること、④適切なサービス利用を継続的に確保することという4つの機能を果たし、障がいのある方の自立、地域生活、社会参加を支援する援助方法。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のこと。

けんぽくしょうがいしゃしうぎょう せいかつしえん 県北障害者就業・生活支援センター

国からの業務委託により事業を行っており、県内6カ所あるうちの一つ。
障がいのある方およびその家族、または障がいのある方を雇用している（または、雇用しようとしている）事業主からの様々なご相談に就業支援員・生活支援員が対応しており、幅広いネットワークを利用し、ハローワーク・支援学校などの教育機関・福祉施設・行政などと連携し情報を集め活用する、障がいのある方の就業・生活に関する総合窓口。

けんりようご かいぎ 権利擁護ネットワーク会議

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する会議。

こうせいいりょう 更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

こうはんせいはつたつしう 広汎性発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称。発達障がいは明確に分類できるものではなく、特性が重なり合うことが多い。(※1)

(※1) 厚生労働省政策レポートより



こうりてきはいりょ 合理的配慮

合理的配慮とは、障がいのある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求めている。

こころ 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

こども家庭厅 かていちょう

政府で所管する子どもを取り巻く行政分野のうち、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立された内閣府の外局であり、令和5年4月1日に発足した。

こども発達支援センター

福島市こども未来部こども家庭課が所管している就学前の発達障がい児の発達支援・家庭支援を行っており、「児童発達支援センター」として障がい福祉サービス事業所の指定を受けています。主に肢体不自由のあるお子さんなどが通所し、理学療法士等の動作練習や保育士による、基本的生活習慣獲得のための練習などを行っています。また、発達相談において、保健師等が主に就学前のお子さんの発達に関する相談を行っています。

個別避難支援プラン

災害対策基本法第49条の14に規定されている個別避難計画を指すものであり、支援が必要な方一人ひとりに対して、災害時に『「誰が」「どこに」「どのように」避難させるのか』といったことを、事前に決めておくもの。

【さ】

支援費制度

行政が行政処分として障がい者福祉サービスを決定してきた「措置制度」にかかり、障がい者本人がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度で、平成15年4月から施行されたが、障害者自立支援法の施行を受け、平成18年3月をもって終了した。

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

事業継続計画（BCP）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①1上肢、1下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて1上肢の2指以上を

それぞれ第1指骨間関節以上で欠くもの、③1下肢をリストラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤1上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障害、永続するものの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害、に該当する人を身体障害者としている。

していなんびょう 指定難病

難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しないこと、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が成立していること、という2条件を満たし、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの。医療費助成の対象で、令和5年4月現在、338疾患が指定難病となっている。

じどうはったつしえん 児童発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所等の障がい児を預かる施設に対する援助等。

じどうはったつしえん 児童発達支援センター

児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がいのあるこどもへの相談、障がいのあるこどもを預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設

じどうはったつしえん ちゅうかくきのう 児童発達支援センターの中核機能

各市町村では、令和6年度以降、以下の①～④の4つの中核機能全てを備えるセンターを「中核拠点型」として整備をしなければならない。

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

幅広くどのような障がい児についても受け入れることは前提としつつ、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障がい児（重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、医療的ケア児等）にも対応できるようにすること。

②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

障がい児とその家族が全国どこでも一定水準以上の支援が受けられるよう、

各地域において、児童発達支援 センターがスーパーバイズ・コンサルテーション支援内容等への助言・援助等により、対応が困難なこども・家族のケースをはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援を行う取組を進めること。

③地域のインクルージョン推進の中核機能

専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、保育所や放課後児童クラブ等における障がい児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、併行通園や保育所等への移行を推進していくこと。

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

家族が子どもの発達に不安を感じたり、育児不安を抱えているような「気付き」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応すること。その際には、支援を受けることへの不安がある家族がいることにも留意し、信頼関係を丁寧に築いて対応していくこと。

じへいしじょう 自閉症

自閉症は、次の3つの特徴をもつ障がいで、3歳までには何らかの症状がみられる。

- (1) 対人関係の障がい
- (2) コミュニケーションの障がい
- (3) 限定した常識的な興味、行動および活動

最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障がいがある場合、自閉症スペクトラムと呼ばれることがある。

しみん きょうそう 市民との共創によるまちづくり

これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、学校、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて実践的な取組を展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

しゃかいさんか 社会参加

社会参加は、「完全参加と平等」、「機会均等化」、「ノーマライゼーション」の目標や理念を実現するための具体的実践と言える。社会参加を実現するためには、本人の努力とともに、社会参加を可能とする生活条件・環境条件の整備が必要

とされる。この社会参加の中には、教育、経済、政治から、スポーツ、芸術、文化活動に至るまで、地域における幅広い活動が含まれる。

しゃかいてきしおへき 社会的障壁（バリア）の除去 じょきよ

「社会環境因子の整備によって、障害（不便・困ること）を無くすことができる」という障がいを社会モデルとしてとらえ、今までの人々が構築してきた「あらゆる人々を受け入れようとしない社会の障壁（バリア）」を取り除くことで、様々な人にとって障害（不便・困ること）がない社会が構築されるという考え方。

じゅうどしんしんじょう 重度心身障がい者医療費助成 しゃいりょうひじょせい

重度の心身障がい者が病気やけがで医師の治療を受けたときなどに、保険診療による一部負担金を助成する制度。

しょう 障がい

「障がい」の概念は、1980年、世界保健機関（WHO）の「国際障害分類（ICIDH）」によると、心理的、生理的または解剖的な構造または機能の医学的な変調である「機能障がい」、その結果生じる身体動作や精神能力の低下である「能力低下」、その結果として、その個人に生じた不利益であり、その個人の正常と見なされる役割の遂行が制限されたり妨げられたりする「社会的不利」の障害構造の3つのレベルからとらえられていた。2001年の改訂版「国際生活機能分類（ICF）」では、障がいを生み出している原因を、「心身機能／構造」のほか、「活動」、「参加」に加えて、「環境因子」や「個人因子」による相互作用により発生するものとした。障がいを構造的にとらえる過程に背景因子を加えたことが特徴。

しょうがいしゃぎやくたいほうしほう 障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の通称。
障がいのある方に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある方に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある方の権利利益の擁護に資するものとして、平成24年10月から施行された。

しょうがいしゃさべつかいしおほう 障害者差別解消法

障がいを理由とする不当な差別の取扱いによる権利利益の侵害を禁止とともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある方の

権利利益を侵害することとなるよう、必要かつ合理的配慮を提供する義務が定めるものとして、平成28年4月から施行された。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として令和4年5月に施行された。

障害者自立支援法

障がいのある方の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について、共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の通称。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、平成25年4月から施行された。

障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の通称。障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するものとして、平成25年4月から施行された。

障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例

障がいや障がいのある方に対する理解を深め、障がいのあるなしに関わらず互いに人格と個性を尊重し支え合い、安全で安心して共にいきいきと暮らすことができる共生社会の実現を目指し、令和2年4月1日に施行された。

小児慢性特定疾患

児童期に発症する疾患で、①慢性に経過する、②生命を長期にわたって脅か

す、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く、の4要件を満たすもの。一定以上の重症度を示す18歳未満の患児が医療費助成の対象となるが、引き続き治療が必要と認められた場合は20歳未満の患者も対象となる。

しょくじ 食事サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を訪問により配食するとともに、利用者の安否等の確認を実施する制度。

しょくばてきおうえんじょしゃ ジョブコーチ（職場適応援助者）

就労を希望する障がいのある方に対して、障がいのある方と一緒に働き、その職場の中で作業内容についての助言や指導、人間関係や労働習慣の習得、コミュニケーションの仲立ちなどの支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、職場定着を図ることを目的とする。

じりつしえんりょう 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度であり、更生医療、育成医療、精神通院医療がある。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が一定額の掛け金を納付することにより、保護者の死亡等の場合に残された障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図る相互扶助の制度。掛け金の免除または市、県による掛け金の助成がある。

しんたいしおう しや 身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害がある18歳以上の者であって、身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により、1級から7級に認定される。ただし、手帳の交付は1級から6級までである。

しんたいしおうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障害の程度により1級から6級の等級が記載されている。

身体障がい者補助犬法

「身体障がい者補助犬」とは、盲導犬、介助犬、聴導犬をひとまとめにした呼び方。盲導犬とは、目の不自由な人を安全に誘導する犬。介助犬とは、体が不自由な人のために物を運んだり、着替えを手伝ったりする犬。聴導犬とは、聴覚障がいのある人のために音を聞き分けてその情報を伝える犬のこと。平成14年10月「身体障害補助犬法」の施行により、国や県、市町村などが管理している施設や公共交通機関では補助犬の同伴ができるようになった。また、平成15年10月からは、デパートやホテルなどの不特定多数の人が利用する施設も特別な理由がない限り補助犬の同伴ができるようになった。

スーパーバイズ・コンサルテーション機能

障がい児とその家族が全国どこでも一定水準以上の支援が受けられるよう、児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能。

ストーマ用装具

病気や事故のため、新たに腹部に造設された排泄口をストーマという。ストーマからの排泄の管理に用いられるのがストーマ用装具であり、ストーマ用装具をお腹に貼って排泄をコントロールする。防臭性があり、積層プラスチック製の使い捨ての製品を指す。

スマートインクルージョン

IOTやAIの力で、障がいの有無や年齢、性別にかかわらず、共に生涯安全に暮らせる社会を実現するという考え方・発想。

生活介護

常に介護が必要な方について、主に昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事や、ものをつくり出す創作的・生産的活動などを行う障害福祉サービスのひとつ。

生活習慣病

がんや脳卒中、心臓病など食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣と深く関係している病気の総称。これまで成人病という言葉が一般的であったが、生活習慣の改善により疾病の予防を目指す観点から生活習慣病という呼称に改められた。

精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法の改正で、第45条に規定された障害者手帳。精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により1級から3級の等級が記載されている。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのこと。

精神通院医療

自立支援医療制度の一つであり、一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の支給認定を行い、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、精神上の障がい等により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。平成12年4月に施行された。

【た】

ダイバーシティ（多様性）

性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観などが異なる人々の属性を尊重する考え方。

短期入所（ショートステイ）

障がいのある方を介護している家族が病気などのため、居宅において介護ができなくなった場合に、短期間、施設等において、必要なサービスを提供する。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

知的障がい者

知的障害機能が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。

注意欠陥・多動性障害

(ADHD ; Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

中核機関

福島市社会福祉協議会、長寿福祉課、障がい福祉課により構成された、成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制。

聴覚又は平衡機能の障害

身体障がいの一種。身体障害者福祉法では、障がいが永続するもので、①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの、②1耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上のもの、③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの、④平衡機能の著しい障がい、に該当する人を同法の対象とする身体障がい者としている。

超高齢社会

65歳以上の老人人口が、総人口に占める割合である高齢化率が21パーセントを超える社会。

低床バス（ノンステップバス・ワンステップバス）

地面から床面までの高さが低く（ノンステップバスはステップの高さが27cm以下、ワンステップバスは床面65cm以下）、車いす利用者が利用できるなどの特徴を持つバリアフリー化されたバス。乗降口に段差のないノンステップバスと段差が1段あるワンステップバスがある。

点字

視覚障がい者のコミュニケーション手段・指先で触読できるよう、凸点6つの組み合わせで音を表記するもの。五十音に対応した標準点字、また数字、アルファベットに対応した表記もそろっている。

点字奉仕員

点字図書の増冊及び普及に協力するほか、市町村長からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動、文化活動等に協力する人。

読書バリアフリー

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律として、令和元年6月に「読書バリアフリー法」が成立に伴い、さまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすること。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

【な】

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

なんびょう
難病

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月1日施行）において、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とするものと定義されている。

にゅうようじき
乳幼児期

乳幼児期（0～5歳）、乳児と幼児をまとめて呼ぶときの名称。「乳幼児期の発育」などと記されている場合は、0歳から小学校就学前までの子どもを指します。

ネットワーク

一般には、網目状の構造とそれを力動的に維持するための機能を意味する。社会福祉及び社会援助活動の領域では人間関係や活動団体のつながりや相互連携の意味で用いることが多くある。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者（特に知的障がい者）の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいを特別視するのではなく一般社会のなかで普通の生活ができるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマル（通常）な社会であるとの考え方。

【は】

もんだい
8050問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒見るケースが増えているという社会問題のこと。

パラスポーツ

身体機能や知的発育などに障がいがある人が行うスポーツのこと。障がいがあっても能力を生かしてスポーツ活動ができるよう、一般的な競技のルールを障がいに応じて変更したものや、パラスポーツ独自に実施される競技なども数多く存在する。

バリアフリー

もともとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建築用語で、現在では、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去と

いう意味でも用いられる。

障がいのある方や高齢者などが、生活や行動をする上で妨げとなる障壁（バリア）を社会、街、施設、道路、住宅、人々の意識から取り除くことをいう。

バリアフリー^{すいしん}推進パッケージ

福島市独自施策として、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指し、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機にバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実践すること。

バリアフリー^{ほう}法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。

この法律は、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。

ピアカウンセリング

障がい者等の当事者が、自らの体験に基づいて同じ仲間である他の障がい者等の相談支援にあたり問題解決を図ること。ピア（peer）とは「仲間」「対等な立場」という意味。ピアカウンセラーは、障がいのある方から相談を受ける人。

P D C Aサイクル（ピーディーシーエー）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、1950年代、品質管理の父といわれるW・エドワーズ・デミングが提唱したフレームワークであり、仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊）などを避けて、概ね6ヶ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態。

ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者

要介護認定者、一人暮らし高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、日本語を解さない外国人など、避難の際に特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者をいう。

ひなんこうどうようしえんしゃとうろくせいいど 避難行動要支援者登録制度

災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、人の支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）が安全な場所に避難するために、地域で支え合い、安全で安心して暮らせる地域を形成するため、名簿（避難行動要支援者名簿）や各自の避難計画（個別避難支援プラン）を災害前に作成しておき、平常時からの見守りや災害時の避難支援等に役立てる制度。

ふくしきょういく 福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

ふくしてきしゅうろう 福祉的就労

一般的な就労形態での働き方が難しく、福祉的なサポートを受けながら働く障がいのある方の就労を総じて「福祉的就労」と呼ぶ。

ふくしひなんじょ 福祉避難所

災害時などに一次避難所での生活が困難な障がいのある方や高齢者などの避難行動要支援者を受け入れるために特別な配慮（バリアフリー化、物資、器材、人材など）がされている避難所。

ふくしましきょうせいすいしんいいんかい 福島市いきいき共生推進委員会

令和2年4月から、本市の障がい福祉施策全体を一体的に推進していくため、障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例を制定し、福島市障がい者地域生活支援協議会に障害者基本法及び障害者差別解消法に規定する役割を兼ね備えた「福島市いきいき共生推進委員会」を新たに設置した。

ふくしましげやくたいぼうし 福島市虐待防止センター

障がい者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応等、適切な支援を行うため、障がい者虐待を防止するための体制を構築することを目的とした業務を行う。

ふくしましけんりようご
福島市権利擁護センター

福島市社会福祉協議会が、市からの業務委託により、高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け解決に向けた支援（助言や関係機関との調整、専門相談紹介）を行い、本市との連携により中核機関として地域の権利擁護支援の役割を担っている。

ふくしまししゅわげんごじょうれい
福島市手話言語条例

「手話は言語」であるという認識に基づき、基本理念や市の責務、市民の役割、事業者の役割などを定めた条例である。ろう者及び手話への理解を深め、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、平成31年4月に施行された。

ほうもんしゅうしう
ふれあい訪問収集

家庭ゴミを集積所に出すことが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、家庭ゴミを個別に訪問して収集し、併せて安否確認等をする制度。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで全国の自治体で作成配布を行っている。

ほうかつてきしえんたいせい
包括的支援体制

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を創設するもの。

ほうていこようりつ
法定雇用率

事業主は、一定率以上の障がい者を雇用することが義務付けられている。
現行（令和5年4月）の雇用率は、以下のとおり。

〈民間企業〉

一般的の民間企業 2.3%
特殊法人等 2.6%

〈国及び地方公共団体〉

国、地方公共団体 2.6%
都道府県等の教育委員会 2.5%

ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症流行後の社会を区別するための用語。新型コロナウイルスに対し長期的な対応や共存の工夫が必要となっている社会を指す。

【ま】

ミライロ ID（アイディー）

障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォン向けアプリのこと。障害者手帳の情報、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロ ID」に登録し、公共機関や商業施設において「ミライロ ID」を提示することで、障害者割引や必要なサポートを受けられるもの。

【や】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方に対し、ユニバーサルデザインは、はじめから、障害の有無、年齢、性別等の違いにかかわらず、誰にとっても安全・安心で利用しやすいような配慮のもとに「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

要約筆記奉仕員ようやくひっしきほうしじん

派遣依頼を受けて、中途失聴者、難聴者等と障がいを持たない者の意志伝達の仲介機能の任に当たるほか、市町村等からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する人。

【ら】

ライフサポート会議かいぎ

福島市内の各学校（養護学校、特別支援学校等）、相談支援事業所、福島市障がい福祉課等が集まり、各種課題の検討・解決に向けた取り組みや、就労、福祉サービス等の情報交換、その他必要と認められる生活支援を目的とした会議。

ライフステージ

人生の各段階「年代」のことをいい、「乳幼児期」「児童期」「思春期」「青年期」「壮年期」「老年期」などに区分し、各年代の健康実態や課題に着目した取り組みを行う。

りょういく 療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自

由児や重症心身障害児の分野で用いられてきた。

りょういくてちょう
療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい者」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により福島県では2段階に区分している。

ろうしうかいご
老障介護

高齢の親が障がいのある子どもの介護をし続けること。本人は自立を望んでいても、就労先に恵まれない等、様々な理由で親と同居して世話をしてもらうケースが多く、近年、この老障介護を行う家庭の存在が問題となっている。

第3次福島市障がい者計画に関するアンケート調査

報 告 書



目 次

1 調査の概要	
(1) 目的	3
(2) 対象者	3
(3) 実施時期及び調査票の配布・回収方法	3
(4) 回収状況	3
2 調査結果及び分析	
・ 基本的事項	4
(1) 回答者の方をお答えください	4
(2) あなたの年齢は何歳ですか	4
(3) あなたの性別を教えてください	5
(4) 一緒に暮らしている人数を教えてください	5
(5) あなたの所持している障害者手帳や等級を教えてください	6
・ 障がい福祉サービスの利用状況	6
(1) あなたが現在利用しているサービスは何ですか（複数回答）	7
(2) あなたが今後利用したいサービスは何ですか（複数回答）	8
(3) あなたは現在利用しているサービスに満足していますか	9
・ 困ったときの相談先	9
(1) 現在、あなたは、悩んでいることや誰かに相談したいことがありますか（複数回答）	10
(2) あなたはどのような方に相談しますか（複数回答）	11
(3) あなたはどのような窓口が相談しやすいですか	11
・ 地域におけるサービスの必要性	12
(1) 障がい者が地域で生活するためには、何が必要だと思いますか（複数回答）	12
・ 障がい者の生活上の不安	13
(1) 今後、あなたが生活していくうえで、どのような不安がありますか（複数回答）	13
・ 障がい者の将来の暮らし方の希望	14
(1) 将来はどのような暮らし方を望んでいますか	14
・ 障がい児の将来の進路	15
(1) あなたは現在の学校を卒業した後、将来の進路をどのように考えていますか	15
・ 放課後、休日の過ごし方	16
(1) あなたは放課後、休日をどのように過ごしていますか（複数回答）	16

・障がい者の就労の現状と期待	17
(1) あなたは現在働いていますか	17
(2) あなたは、この1年間に どのような社会的活動に参加しましたか（複数回答）	17
(3) 「働きたいが働く場がない」と答えた方に伺います。どのような働き方を望みますか	18
・障がい者の社会参加の現状	18
(1) あなたは、ボランティア活動などに参加したいと思いますか	18
(2) あなたは、この1年間に どのような社会的活動に参加しましたか（複数回答）	19
・外出時の主な移動手段と主な目的及び困ること	19
(1) 外出する際に最も利用する移動手段は何ですか	20
(2) 外出する主な目的は何ですか（複数回答）	20
(3) 外出する際に困ることは何ですか（複数回答）	21
・公共施設の利用状況	21
(1) 国・県・市などの公共施設は利用しやすいですか	21
(2) 利用しにくいと答えた方に伺います。その理由は何ですか（複数回答）	22
・災害発生時	22
(1) 災害が発生した場合に不安だと感じることは何ですか	22
(2) 災害発生時に支援してほしいことは何ですか（複数回答）	23
(3) 災害発生時に助けを求めることができる人は誰ですか（複数回答）	23
・避難行動要支援者（旧災害時要援護者登録制度）	24
(1) 避難行動要支援者（旧災害時要援護者登録制度）に登録していますか	24
(2) 「していない」と答えた方に伺います。その理由は何ですか	24
・地域での障がい者に対する理解や差別	25
(1) 地域の方々は障がい者に対して理解があると思いますか	25
(2) 障がい者への地域の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか（複数回答）	26
(3) 地域で生活をしていて、差別を感じることはありますか	26
(4) 差別解消に向けて取り組んでほしいことはありますか（複数回答）	27
・障がい者に対する虐待	27
(1) あなたは家族、支援員、職員、職場での仲間や上司などから虐待を受けた事がありますか	27
(2) あなたは家族、支援員、職員、職場での仲間や上司などから虐待を受けた時にふくしま障害者虐待防止センターで相談できることを知っていますか	28
・情報の入手状況	29
(1) あなたは福祉サービスや福祉制度の情報をどこから得ていますか（複数回答）	29
(2) あなたは福祉に関する情報を十分に入手できていますか	30

1 調査の概要

(1) 目的

本調査は、「第3次福島市障がい者計画」の策定にあたり、障がい者の方々からのご意見やご要望を本計画に反映させることを目的に調査を実施したものです。

(2) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者

(3) 実施時期及び調査票の配布・回収方法

- ・実施時期：令和4年11月～令和4年12月
- ・配布方法：郵送配布
- ・回収方法：郵送回収及びオンライン回答

(4) 回収状況

	送付数	回答数	回収率
身体障害者手帳	1,034名	467名	45.2%
療育手帳	252名	121名	48.2%
精神障害者保健福祉手帳	307名	148名	48.0%
障がい名無回答	—	14名	—
合 計	1,593名	750名	47.1%

※回答数のうち、オンライン回答 39 名 (5.2%)

2 調査結果及び分析

前回欄については、新福島市障がい者計画（後期計画）策定時（平成25年度）の調査結果になります。

ただし、前回設問のないもの及び内容を変更したものは前回欄がありません。

【基本的事項】

（1）回答者の方をお答えください

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
本人	355	76	49	40	126	85	5	36	535	71	368	62
家族、介護者 (意見確認可)	69	15	34	28	15	10	6	43	124	17	108	18
家族、介護者 (意見確認可)	41	9	37	31	7	5	3	21	88	12	97	16
無回答	2	0	1	1					3	0	19	4
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

（2）あなたの年齢は何歳ですか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
6歳未満			2	2					2	0	4	1
6歳～17歳	3	1	21	17	2	1			26	3	25	4
18歳～19歳			3	2					3	0	7	1
20歳代	6	1	26	22	8	6			40	6	29	5
30歳代	8	2	26	22	30	20	1	7	65	9	44	7
40歳代	29	6	16	13	33	22			78	10	63	11
50歳代	44	9	15	12	34	23	3	21	96	13	65	11
60歳～64歳	26	6	5	4	12	8	1	7	44	6	46	8
65歳以上	348	74	7	6	29	20	7	51	391	52	308	52
無回答	3	1					2	14	5	1	1	0
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(3) あなたの性別を教えてください

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
男性	223	48	72	60	71	48	6	43	372	50	300	51
女性	243	52	49	40	77	52	6	43	375	50	285	48
無回答	1	0					2	14	3	0	7	1
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(4) 一緒に暮らしている人数を教えてください

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
一人暮らし(0)	61	13	6	5	23	16	2	16	92	12	82	14
1人	132	28	9	7	28	19	1	7	170	23	184	31
2人	82	18	30	25	34	23	3	21	149	20	126	21
3人	83	18	25	21	24	16	1	7	133	18	96	16
4人	37	8	21	17	12	8	1	7	71	9	40	7
5人	13	3	9	7	5	3			27	4	22	4
それ以上	25	5	13	11	6	4	3	21	47	6	20	3
無回答	34	7	8	7	16	11	3	21	61	8	22	4
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(5) あなたの所持している障害者手帳や等級を教えてください

	身体		知的		精神		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1級	168	36			11	7	179	24	158	26
2級	66	14			84	57	150	20	99	16
3級	77	17			53	36	130	18	87	15
4級	100	21					100	14	82	14
5級	21	4					21	3	16	3
6級	24	5					24	3	21	4
A			31	26			31	4	31	5
B			78	64			78	11	52	9
無回答（不明）	11	3	12	10			23	3	46	8
合 計	467	100	121	100	148	100	736	100	592	100

※難病 特定疾患医療受給者証所持者 14名

※障がい種別不明回答 14名

【障がい福祉サービスの利用状況】

- 利用しているサービスで最も多かった回答は、身体障がい者「居宅介護（9%）」、知的障がい者「就労継続支援（21%）」、精神障がい者「就労継続支援（17%）」で全体としては、「生活介護（8%）」が最も多かった。
- 今後利用したいサービスで最も多かった回答は、身体障がい者「居宅介護（12%）」、知的障がい者「グループホーム（19%）」、精神障がい者「就労継続支援（14%）」で全体としては、「施設入所（9%）」が最も多かった。
- サービスの満足度については、身体障がい者「どちらかといえば満足している（27%）」、知的障がい者「どちらかといえば満足している（30%）」、精神障がい者「十分満足している（24%）」が最も多い回答で、全体としては「十分満足している、どちらかといえば満足している（46%）」、「満足していない、どちらかといえば満足していない（9%）」となっており、サービスについては概ね満足度が高い結果が得られた。

(1) あなたが現在利用しているサービスは何ですか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
居宅介護	41	9	2	2	6	4	1	7	50	7	56	9
重度訪問介護	11	2	2	2					13	2		
同行援護	6	1							6	1		
短期入所	19	4	15	12	2	1	3	21	39	5	36	6
生活介護	30	6	21	17	9	6	1	7	61	8	30	5
療養介護	5	1			1	1			6	1		
施設入所支援	36	8	6	5	1	1	2		45	6	33	6
自立訓練	40	9	3	2	6	4			49	7	27	5
就労移行支援	2	0	8	7	4	3			14	2	11	2
就労継続支援	4	1	26	21	25	17			55	7	20	3
就労定着支援	2	0	3	2	7	5			12	2		
グループホーム	10	2	6	5	17	11	2	14	35	5	23	4
移動支援	15	3	11	9					26	3	28	5
日中一時支援	12	3	14	12					26	3	25	4
訪問入浴	19	4	1	1					20	3	20	3
地域活動支援センター	18	4	4	3			1	7	23	3	16	3
自立生活援助	10	2	2	2					12	2		
児童発達支援			5	4					5	1	7	1
放課後等デイサービス	3	1	14	12					17	2	22	4
その他	49	10	7	6			1	7	57	8	80	14
無回答	252	54	32	26	68	46	5	36	357	48		
合 計	584		182		146		16		928		434	

(2) あなたが今後利用したいサービスは何ですか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
居宅介護	55	12	3	2	3	2	1	7	62	8	80	14
重度訪問介護	8	2	4	3					12	2		
同行援護	14	3	7	6	1	1			22	3		
短期入所	17	4	17	14	2	1	2	14	38	5	45	8
生活介護	42	9	16	13	3	2			61	8	60	10
療養介護	14	3	1	1	1	1	1	7	17	2		
施設入所支援	44	9	15	12	7	5	4	29	70	9	65	11
自立訓練	28	6	12	10	11	7			51	7	45	8
就労移行支援	4	1	12	10	8	5			24	3	17	3
就労継続支援	10	2	20	17	21	14	2	14	53	7	34	6
就労定着支援	7	1	7	6	13	9			27	4		
グループホーム	10	2	23	19	18	12	3	21	54	7	54	9
移動支援	32	7	18	15	5	3			55	7	46	8
日中一時支援	14	3	12	10	3	2			29	4	35	6
訪問入浴	24	5	3	2	2	1	1	7	30	4	27	5
地域活動支援センター	16	3	5	4	4	3			25	3	24	4
自立生活援助	22	5	8	7	11	7			41	5		
児童発達支援			5	4					5	1	13	2
放課後等デイサービス	3	1	10	8	1	1			14	2	26	4
その他	39	8	4	3	12	8	1	7	56	7	48	8
無回答	223	48	32	26	73	49	5	36	333	44		
合 計	626		234		199		20		1079		619	

(3) あなたは現在利用しているサービスに満足していますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
十分満足している	74	16	30	25	35	24	2	14	141	19	66	11
どちらかといえば満足している	126	27	37	30	33	22	6	44	202	27	189	32
どちらかといえば満足していない	21	4	8	7	9	6	1	7	39	5	27	5
満足していない	14	3	6	5	8	5	1	7	29	4	31	5
分からぬ	74	16	21	17	31	21	2	14	128	17	112	19
無回答	158	34	19	16	32	22	2	14	211	28	167	28
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

【困ったときの相談先】

- 相談したい内容で最も多かった回答は、身体障がい者「自分の健康・病気治療のこと（44%）」、知的障がい者「自分の健康・病気治療のこと（34%）」、精神障がい者「自分の健康・病気治療のこと（62%）」で3障がいとも「自分の健康・病気治療のこと」が最も多い結果となった。
- 相談相手としては、身体障がい者「家族・親戚（74%）」、知的障がい者「家族・親戚（66%）」、精神障がい者「家族・親戚（66%）」で3障がいとも「家族・親戚」が最も多く、全体として7割の方は身近な「家族・親戚」に相談する結果となった。
- 相談窓口については、「専門の窓口」「総合的な窓口」が半々という結果になった。

(1) 現在、あなたは、悩んでいることや誰かに相談したいことがありますか
(複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自分の健康・病気治療のこと	205	44	41	34	92	62	7	50	345	46	251	42
経済や生活費のこと	119	25	27	22	78	53	3	21	227	30	176	30
介助・介護のこと	86	18	8	7	10	7	2	14	106	14	139	23
家事（炊事・掃除・洗濯）のこと	40	9	11	9	21	14	1	7	73	10	57	10
住まいのこと	30	6	17	14	21	14	1	7	69	9	61	10
外出・移動のこと	96	21	18	15	15	10	4	29	133	18	100	17
就学・進学のこと	1	0	13	11	3	2			17	2	22	4
仕事や就職のこと	23	5	23	19	28	19	1	7	75	10	70	12
結婚のこと	4	1	8	7	7	5	1	7	20	3	11	2
緊急時・災害時のこと	82	18	22	18	15	10			119	16	160	27
話相手のこと	18	4	12	10	13	9	2	14	45	6	28	5
情報収集のこと	18	4	4	3	6	4			28	4	41	7
家族・学校・職場などでの人間関係	16	3	13	11	24	16	2	14	55	7	46	8
その他	8	2	6	5	8	5			22	3	9	2
特にない	123	26	20	17	14	9	1	7	158	21	117	20
無回答	33	7	10	8	3	2	2	14	48	6		
合 計	902		253		358		27		1540	205	1288	

(2) あなたはどのような方に相談しますか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
家族・親戚	345	74	80	66	98	66	7	50	530	71	425	72
友人・知人	112	24	27	22	36	24	3	21	178	24	152	26
職場・学校・通所先（施設など）	38	8	54	45	25	17	5	36	122	16	111	19
障がい者団体・支援団体	21	4	6	5	12	8	2	14	41	5	46	8
民生委員・児童委員	17	4	1	1	2	1		0	20	3	45	8
医療機関（病院・診療所など）	170	36	24	20	78	53	5	36	277	37	216	36
相談支援専門員・ケアマネージャー	120	26	25	21	31	21	4	29	180	24	133	22
市役所の窓口	61	13	12	10	19	13	1	7	93	12	118	20
市が委託している基本相談支援事業所	14	3	13	11	5	3			32	4	16	3
専門機関（ハローワークなど）	6	1	1	1	4	3			11	1	29	5
その他	12	3	5	4	8	5			25	3	27	5
相談相手がないない	14	3	8	7	11	7			33	4	30	5
無回答	42	9	8	7	1	1	2	7	53	7		
合 計	972		264		330	222	29		1595		1348	

(3) あなたはどのような窓口が相談しやすいですか

	身体		知的		精神		無回答		全体	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
障がい種別（身体、知的、精神）、障がい児ごとに専門の相談窓口がある	125	27	53	44	65	45	8	57	251	33
障がい種別に関わらず相談できる総合的な窓口がある	161	34	33	27	48	32	4	29	246	33
その他	28	6	13	11	17	11			58	8
無回答	153	33	22	18	18	12	2	14	195	26
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100

【地域におけるサービスの必要性】

- 障がい者が地域で生活するためには、何が必要かという設問に対し、最も多かった回答は、身体障がい者「在宅福祉サービスの充実（31%）」、知的障がい者「相談支援体制の充実（38%）」、精神障がい者「相談支援体制の充実（34%）」で、全体としては「相談支援体制の充実（31%）」が最も多い結果となった。
- 前回との比較では、「グループホームの整備」の割合の減少幅が大きく、「市民等の障がい者への理解」の割合が高くなった。

(1) 障がい者が地域で生活するためには、何が必要だと思いますか
(複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
公営住宅の入居の促進	53	11	17	14	36	24	1	7	107	14	92	16
公営住宅のバリアフリー化の促進	82	18	10	8	17	11	1	7	110	15	96	16
グループホームの整備	39	8	30	25	22	15	1	7	92	12	148	25
相談支援体制の充実	131	28	46	38	50	34	3	21	230	31	197	33
車いす・補聴器などの福祉機器の充実	101	22	6	5	10	7	3	21	120	16	81	14
在宅福祉サービスの充実	144	31	30	25	21	14	6	43	201	27	201	34
地域活動支援センターなどにおける生活の充実	61	13	30	25	40	27	6	43	137	18	107	18
市民等の障がい者への理解	108	23	41	34	46	31	3	21	198	26	96	16
自治会・隣近所などの地域社会とのつながり	76	16	15	12	21	14			112	15	87	15
自分の権利を守ってくれる制度の普及	63	13	26	21	46	31			135	18	107	18
文化・スポーツ活動への参加の支援	24	5	12	10	12	8			48	6	39	7
その他	16	3	8	7	15	10			39	5	29	5
無回答	91	19	15	12	19	13	2	14	127	17		
合 計	989		286		355		26		1656		1280	

【障がい者の生活上の不安】

- 今後、生活していくうえでの不安に対し最も多かった回答は、身体障がい者「健康（62%）」、知的障がい者「生活資金（51%）」、精神障がい者「生活資金（76%）」で、全体としては「健康」が最も多い結果となつた。
- 3障がいとも「生活資金」「健康」と回答する方が45%を超えており、 「介助者」については前回と比較し上昇割合が高くなっている。

(1) 今後、あなたが生活していくうえで、どのような不安がありますか
(複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
生活資金	219	47	62	51	112	76	4	29	397	53	275	46
介助者	145	31	35	29	24	16	7	50	211	28	89	15
健康	290	62	58	48	98	66	9	64	455	61	377	64
障がい福祉サービス	133	28	54	45	37	25	2	14	226	30	161	27
住居・社会福祉施設	79	17	34	28	34	23	3	21	150	20	108	18
就労	32	7	34	28	42	28	1	7	109	15	81	14
特になし	58	12	8	7	9	6	3	21	78	10	63	11
その他	10	2	2	2	11	7	1	7	24	3	17	3
無回答	25	5	6	5	1	1			32	4		
合 計	991		293		368		30	213	1682		1171	

【障がい者の将来の暮らし方の希望】

- 将来はどのような暮らし方を望んでいるかに対し、最も多かった回答は、3障がいとも「自宅」の割合が最も多く、前回同様50%を超える割合となつた。
- 「自宅」以外の「アパートやマンション」「障がい者施設・高齢者施設」を望んでいる割合が、前回と比較し若干増加している。

(1) 将来はどのような暮らし方を望んでいますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自宅	303	72	52	47	67	46	6	44	428	61	332	56
アパートやマンション	14	3	17	15	30	21	2	14	63	9	44	7
グループホーム	10	2	18	16	16	11	2	14	46	7	47	8
障がい者施設・高齢者施設	66	16	17	15	24	16	3	21	110	16	78	13
病院	14	3	2	2	2	1	1	7	19	3	4	1
その他	17	4	5	5	7	5			29	4	23	4
合 計	424	100	111	100	146	100	14	100	695	100	528	89

【障がい児の将来の進路】

●回答総数が少ないため、傾向は掴みづらいが、前回と比較し、進学を希望する割合が増加し、就職を希望する割合は減少している。

(1) あなたは現在の学校を卒業した後、将来の進路をどのように考えていますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
特別支援学校の中等部・高等部 または専攻科に進学	1	50	8	35					9	36	7	13
中学校に進学			4	18	1	100			5	20	4	7
高等学校に進学											5	9
大学または短期 大学に進学	1	50							1	4	1	2
専門学校・専修学 校・各種学校に進学											4	7
就職（就労系の 事業所含む）			1	5					1	4	8	15
障がい者施設に入所し 生活支援を受けたい			2	9					2	8		
障がい者施設に通所し 生活支援を受けたい			5	23					5	20	13	24
特に考えていな い			1	5					1	4	7	13
その他			1	5					1	4	6	10
合 計	2	100	22	100	1	100	0	0	25	100	55	100

【放課後、休日の過ごし方】

●障がい児の将来の進路と同様に回答総数が少ないため、傾向を掴みづらいが、前回同様「家で家族と過ごす」が半数以上を占める回答結果となつた。

(1) あなたは放課後、休日をどのように過ごしていますか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
クラブ活動など 学校の課外活動	1	50	3	9					4	10	4	6
友人と過ごす			1	3	1	25			2	5	5	8
地域のサークル 活動											1	2
放課後学童クラ ブ	1	50	6	18					7	18	7	11
家で家族と過ご す			18	55	2	50			20	52	34	55
家で一人で過ご す			1	3	1	25			2	5	6	10
その他			4	12					4	10	5	8
合 計	2	100	33	100	4	100	0	0	39	100	62	100

【障がい者の就労の現状と期待】

●傾向としては前回同様であるが、「働きたいが働く場所がない」の回答割合が増加しており、「一般企業で常勤雇用」「技能指導者がいる仕事」を希望する方が増えている。

(1) あなたは現在働いていますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
一般企業	38	8	16	13	21	14			75	10	62	11
農業・自営業	28	6	2	2	1	1			31	4	20	3
内職			1	1	1	1			2	0	0	0
福祉的就労事業所	9	2	31	26	21	14	1	7	62	8	42	7
家事	36	8			6	4			42	6	40	7
働いていない	207	44	27	22	69	46	8	57	311	41	268	45
その他	15	3	6	5	6	4	1	7	28	4	27	5
無回答	134	29	38	31	23	16	4	29	199	27	133	22
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) 「働いていない」と答えた方に伺います。今後働きたいと思いますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
働きたいとは思わない	116	56	2	7	21	30	3	37	142	46	122	45
働きたいが働く場所がない	24	12	6	22	19	28			49	16	24	9
障がいが重度のため働けない	40	19	15	56	16	23	2	25	73	23	69	26
分からぬ	27	13	4	15	13	19	2	25	46	15	37	14
無回答							1	13	1	0	16	6
合 計	207	100	27	100	69	100	8	100	311	100	268	100

(3) 「働きたいが働く場がない」と答えた方に伺います。
どのような働き方を望みますか

	身体		知的		精神		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
一般企業で常勤雇用	7	28		0	5	26	12	24	3	12
一般企業でパートや臨時雇用	3	13		0	5	26	8	16	4	17
農業・自営業	3	13	2	33	1	5	6	12	1	4
技能指導者がいる仕事	4	17	1	17	4	22	9	18	2	8
福祉的就労事業所または地域活動支援センター	2	8	2	33	1	5	5	11	3	13
家事または内職	4	17	1	17			5	11	6	25
その他	1	4		0	3	16	4	8	3	13
無回答									2	8
合 計	24	100	6	100	19	100	49	100	24	100

【障がい者の社会参加の現状】

- 一定程度の方は社会参加をしているが、「あまり参加したくない」「参加したくない」の回答割合が3割以上を占めている。
- 1年間に参加した社会的活動については、「特に参加していない」が全体の半数以上を占めている。

(1) あなたは、ボランティア活動などに参加したいと思いますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
ぜひ参加したい	25	5	9	7	9	6			43	6	21	4
機会があれば参加したい	137	29	29	24	38	26	3	21	207	27	138	23
あまり参加したくない	51	11	15	12	26	18	3	21	95	13	114	19
参加したくない	124	27	24	20	39	26	2	14	189	25	134	23
分からぬ	88	19	40	34	33	22	5	37	166	22	152	26
無回答	42	9	4	3	3	2	1	7	50	7	33	5
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) あなたは、この1年間に どのような社会的活動に参加しましたか
(複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
文化・スポーツ事業	29	6	9	7	8	5	1	7	47	6	44	7
セミナー・講演会等の学習活動	41	9	3	2	11	7	1	7	56	7	49	8
障がい者団体の活動	22	5	14	12	9	6			45	6	52	9
自治会活動・祭りなど地域行事	59	13	14	12	7	5			80	11	55	9
趣味やスポーツなどのサークル活動	60	13	17	14	8	5	2	14	87	12	67	11
学校等の行事	14	3	24	20	4	3	1	7	43	6	52	9
福祉・ボランティア活動	26	6	4	3	7	5			37	5	29	5
その他	5	1	2	2	9	6	1	7	17	2	19	3
特に参加していない	274	59	68	56	106	72	9	64	457	61	349	59
合 計	530		155		169		15		869		716	

【外出時の主な移動手段と主な目的及び困ること】

- 外出する際に最も利用する移動手段に対し、最も多かった回答は、身体障がい者「自分が運転する車（35%）」、知的障がい者「家族が運転する車（6%）」、精神障がい者「家族が運転する車（24%）」で全体としては、「家族が運転する車」が最も多い結果となった。
- 外出目的は8割の方が「通院」と回答しており、次が「買物」で63%の方が回答している。
- 外出する際に困ることでは、全体的に前回より割合が増加している傾向にあるが、「交通が不便」「道路に障害物や段差がある」「通行車両に危険を感じる」の増加割合が比較的に高くなっている。「建物内の設備などが不備」「障がい者用トイレがない」については、前回より回答割合が減少した。

(1) 外出する際に最も利用する移動手段は何ですか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自分が運転する車	164	35	10	8	25	17	3	21	202	27	167	28
家族が運転する車	145	31	74	61	35	24	1	7	255	34	208	35
ヘルパーなどが運転する車	17	4	5	4	6	4	2	15	30	4	15	3
バス	23	5	9	7	28	19	1	7	61	8	46	7
電車	7	1	1	1	9	6			17	2	10	2
タクシー	47	10	1	1	6	4	1	7	55	7	60	10
自転車	11	2	14	12	22	15	3	21	50	7	30	5
徒歩	8	2	5	4	10	7			23	3	13	2
車いす	13	3	1	1		0	1	7	15	2	6	1
その他	13	3			5	3	2	15	20	3	22	4
無回答	19	4	1	1	2	1			22	3	15	3
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) 外出する主な目的は何ですか (複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
通院	384	82	73	60	131	89	9	64	597	80	454	77
通所	31	7	31	26	25	17	2	14	89	12	90	15
通勤	52	11	23	19	28	19	1	7	104	14	76	13
通学	6	1	21	17	2	1			29	4	38	6
友人宅訪問	57	12	7	6	12	8			76	10	73	12
娯楽	20	4	22	18	20	14	1	7	63	8	65	11
スポーツ	23	5	3	2	3	2			29	4	18	3
買物	291	62	80	66	98	66	7	50	476	63	374	63
散歩	63	13	22	18	28	19	1	7	114	15	83	14
旅行	32	7	18	15	3	2			53	7	58	10
就職活動	2	0			2	1			4	1	4	1
その他	30	6	6	5	13	9	1	7	50	7	51	9
合 計	991		306		365		22		1684		1384	

(3) 外出する際に困ることは何ですか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
介助者がいない	55	12	10	8	15	10	1	7	81	11	26	4
交通が不便	108	23	26	21	57	39	2	14	193	26	53	9
道路に障害物や段差がある	101	22	24	20	13	9	3	21	141	19	32	5
標識・表示の案内がわかりにくい	26	6	6	5	9	6	1	7	42	6	10	2
点字ブロック・盲人用信号・手すりなどがない	13	3	3	2	3	2			19	3	1	0
通行車両に危険を感じる	83	18	22	18	35	24	2	14	142	19	39	7
コミュニケーションがとりにくい	35	7	40	33	24	16	2	14	101	13	95	16
建物内の設備などが不備	55	12	7	6	1	1	1	7	64	9	66	11
障がい者用トイレがない	57	12	11	9	5	3			73	10	87	15
他人の目が気になる	34	7	32	26	50	34	1	7	117	16	99	17
その他	39	8	15	12	23	16			77	10	87	15
合 計	606		196		235		13		1050		595	

【公共施設の利用状況】

- 公共施設の利用のしやすさについて、「どちらともいえない」の回答割合が一番多く、3割の方が「利用したことがない」と答えている。
- 利用しにくい理由は、「床や道路に段差がある」や「道路、階段の手すりがない」という道路に関する回答割合が一番多かった。

(1) 国・県・市などの公共施設は利用しやすいですか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
利用しやすい	90	19	31	26	38	26	3	21	162	22	98	17
利用しにくい	53	11	15	12	18	12	1	7	87	12	51	9
どちらともいえない	133	28	46	38	57	38	4	29	240	32	198	34
利用したことがない	159	34	24	20	32	22	6	43	221	29	179	30
無回答	32	8	5	4	3	2			40	5	66	10
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) 利用しにくいと答えた方に伺います。その理由は何ですか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
エレベーターがない	11	21	4	27	6	33			21	24	21	41
障がい者用トイレがない	16	30	3	20	4	22			23	26	15	29
床や道路に段差がある	28	53	4	27	6	33			38	44	18	35
案内や表示が見づらい	9	17	5	33	5	28			19	22	13	25
障がい者用駐車場が少ない	21	40	7	47	2	11	1	100	31	36	26	51
道路、階段の手すりがない	21	40			9	50			30	34	10	20
その他	5	9			4	22	1	100	10	11	9	18
合 計	111		23		36		2	200	172		112	

【災害発生時】

- 災害が発生した場合に不安だと感じることは、3障がいとも「避難場所での生活」の回答割合が1番多く、全体で35%の回答結果となった。
- 災害発生時に支援してほしいことは、「必要な治療や薬の確保」「避難場所でのきめ細やかな支援」を希望している方が多かった。
- 災害発生時に助けを求めることができる人は、同居・別居に関わらず「家族・親族」が半数以上を占める結果となった。

(1) 災害が発生した場合に不安だと感じることは何ですか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
いざという時に支援してくれる人	113	24	29	24	39	26	6	43	187	25	85	14
避難すべき場所	42	9	11	9	23	16	1	7	77	10	54	9
避難場所での生活	150	33	52	43	52	35	5	36	259	35	223	38
情報の入手	39	8	8	7	10	7			57	8	70	12
特に不安を感じない	57	12	11	9	15	10	1	7	84	11	74	13
その他	18	4	3	2	5	3	1	7	27	4	25	4
無回答	48	10	7	6	4	3			59	7	61	10
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) 災害発生時に支援してほしいことは何ですか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
災害情報を知らせてほしい	170	36	32	26	58	39	5	36	265	35	280	47
必要な治療や薬の確保	205	44	37	31	84	57	9	64	335	45	250	42
福祉避難所を教えてほしい	74	16	28	23	32	22	2	14	136	18	126	21
避難時の声かけ	91	19	35	29	29	20	4	29	159	21	152	26
避難場所までの避難を支援	118	25	23	19	30	20	4	29	175	23	167	28
避難場所でのきめ細やかな支援	176	38	57	47	58	39	5	36	296	39	192	32
手話などコミュニケーション手段の確保	15	3	7	6	1	1			23	3	23	4
福祉避難所を整備	81	17	32	26	28	19	1	7	142	19	117	20
その他	17	4	4	3	15	10			36	5	20	3
合 計	947		255		335		30		1567		1327	

(3) 災害発生時に助けを求めることができる人は誰ですか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
同居の家族・親戚	294	63	97	80	82	55	8	57	481	64
同居していない家族・親戚	187	40	33	27	54	36	8	57	282	38
近所に住んでいる人	152	33	28	23	24	16	6	43	210	28
友人・知人	86	18	16	13	24	16	1	7	127	17
民生委員・児童委員	34	7	12	10	5	3			51	7
相談支援専門員・ケアマネージャー	75	16	18	15	25	17	2	14	120	16
福祉サービス事業所の職員	47	10	28	23	23	16	5	36	103	14
その他	8	2	3	2	10	7	1	7	22	3
助けを求める人がいない	24	5	7	6	24	16			55	7
合 計	907		242		271		31		1451	

【避難行動要支援者（旧災害時要援護者登録制度）】

- 避難行動要支援者の登録については、3障がいとも「していない」が7割を超える結果となった。しかし、前回と比較して「している」割合は6%上昇した。
- 登録していない理由としては、「家族の支援が受けられるため必要ない」と考えている方が最も多くなった。

(1) 避難行動要支援者（旧災害時要援護者登録制度）に登録していますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
している	94	20	23	19	23	16	7	50	147	20	85	14
していない	330	71	88	73	116	78	6	43	540	72	430	73
無回答	43	9	10	8	9	6	1	7	63	8	77	13
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) 「していない」と答えた方に伺います。その理由は何ですか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
登録しても支援が期待できない	24	7	5	6	7	6			36	7	37	9
家族の支援が受けられるため必要ない	135	42	36	41	25	22	1	17	197	36	138	32
個人情報を知られたくない	7	2	5	6	11	9			23	4	15	3
依頼できる支援者がいない	18	5	8	9	10	9			36	7	19	5
知っているが制度がよく理解できない	72	22	16	18	24	21			112	21	105	24
その他	56	17	16	18	36	30	5	83	113	21	100	23
無回答	18	5	2	2	3	3			23	4	16	4
合 計	330	100	88	100	116	100	6	100	540	100	430	100

【地域での障がい者に対する理解や差別】

- 地域の方々は障がい者に対して理解があると思いますかという設問に対し、3障がいとも「わからない」と回答した方が4割を超えており、全体でみても41%の回答があった。
- 障がい者への理解を深めるためには何が必要かという設問に対し、「広報・啓発の充実」と回答した方が1番多くなり、前回同様の結果となった。
- 地域で生活していて差別を感じることはあるかという設問に対し、「どちらかといえば感じない」「ほとんど感じない」が43%を占めており、「とても感じる」「どちらかといえば感じる」の回答割合17%を大きく上回った。
- 差別解消に向けて取り組んで欲しいことについては、「教育環境の整備や福祉教育の推進」が全体で29%を占め、また、各手帳保持者でも割合が高い結果となった。

(1) 地域の方々は障がい者に対して理解があると思いますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
十分理解がある	16	3	5	4	4	3			25	3	12	2
理解がある	128	27	26	22	17	11	5	36	176	23	164	28
あまり理解がない	82	19	26	22	36	24	3	21	147	21	167	28
全く理解がない	14	3	9	7	22	15	1	7	46	6	27	5
分からぬ	189	40	50	41	66	45	5	36	310	41	206	34
無回答	38	8	5	4	3	2			46	6	16	3
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(2) 障がい者への地域の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか
(複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
広報・啓発の充実	137	29	33	27	40	27	5	36	215	29	227	38
市民団体への支援	78	17	27	22	27	18	3	21	135	18	130	22
ボランティア活動の推進	83	18	14	12	15	10	1	7	113	15	72	12
市民交流を通じての理解と参加促進	76	16	33	27	20	14	2	14	131	17	105	18
学校における人権教育の充実	78	17	26	21	38	26	1	7	143	19	128	22
障がいに関する講演会や学習会の開催	39	8	11	9	16	11			66	9	76	13
障がい者の積極的な社会への進出	66	14	25	21	38	26	1	7	130	17	131	22
福祉施設の地域開放や地域住民との交流	70	15	28	23	28	19	3	21	129	17	158	27
地域のまちづくりへの参加	41	9	23	19	18	12			82	11	86	15
わからない	128	27	27	22	46	31	4	29	205	27	139	23
その他	12	3	1	1	6	4			19	3	21	4
合 計	808		248		292		20	142	1368		1273	

(3) 地域で生活をしていて、差別を感じることはありますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
とても感じる	5	1	6	5	17	11	1	7	29	4	28	5
どちらかといえば感じる	46	10	22	18	26	18	3	21	97	13	78	13
どちらともいえない	86	19	26	21	26	18	3	21	141	19	124	21
どちらかといえば感じない	48	10	11	10	11	7			70	9	82	14
ほとんど感じない	188	40	29	24	36	24	2	15	255	34	185	31
わからない	67	14	21	17	29	20	3	21	120	16	78	13
無回答	27	6	6	5	3	2	2	15	38	5	17	3
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

(4) 差別解消に向けて取り組んでほしいことはありますか（複数回答）

	身体		知的		精神		無回答		全体	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
教育環境の整備や福祉教育の推進	122	26	54	45	39	26	2	14	217	29
パンフレット等で周知・啓発	86	18	20	17	41	28	3	21	150	20
地域住民との交流機会の増進	100	21	39	32	31	21	1	7	171	23
文化芸術、スポーツ活動等の推進	51	11	29	24	28	19	3	21	111	15
権利擁護研修会などの開催	50	11	9	7	32	22			91	12
その他	17	4	10	8	18	12	1	7	46	6
合 計	426		161		189		10		786	

【障がい者に対する虐待】

- 全体の10%の方について、過去に虐待を受けた事が「ある」という回答であったが、精神障がいの方については、「27%」と約3人に1人は虐待を受けた事があるという結果になった。
- 虐待を受けた時に「ふくしま障害者虐待防止センター」で相談できることを知っているかという設問に対し、68%の方は「知らない」と回答し、「相談したことがある」と回答した方は1%しかいなかった。

(1) あなたは家族、支援員、職員、職場での仲間や上司などから虐待を受けた事がありますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※) 人 %
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
ある	17	4	16	13	40	27	2	14	75	10	41 7
ない	362	77	78	64	84	57	6	43	530	70	369 63
分からぬ	32	7	20	17	19	13	1	7	72	10	61 10
無回答	56	12	7	6	5	3	5	36	73	10	121 20
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592 100

(2) あなたは家族、支援員、職員、職場での仲間や上司などから虐待を受けた時にふくしま障害者虐待防止センターで相談できることを知っていますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
知っているし、相談したことがある	4	1	2	2	2	1			8	1	7	1
知っているが、相談したことはない	91	20	25	21	23	16	1	7	140	19	101	17
知らない	300	64	87	71	116	78	8	57	511	68	354	60
無回答	72	15	7	6	7	5	5	36	91	12	130	22
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100

【情報の入手状況】

- 情報の入手先についての設問に対し、「家族や友人」と回答した方(23%)が最も多かったが、「市政だより」と回答した方(22%)も家族や友人と変わりなく多かった。
- 福祉に関する情報を十分に入手できていますかという設問に対し、「どちらかといえば不十分」「不十分」が39%を占め、「十分」「どちらかといえば十分」26%を上回った。

(1) あなたは福祉サービスや福祉制度の情報をどこから得ていますか
(複数回答)

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
家族や友人	97	21	38	31	37	25	2	14	174	23	71	12
職場・学校・通所先	17	4	43	36	25	17	3	21	88	12	57	10
障がい者団体・支援団体	26	6	10	8	9	6			45	6	24	4
民生委員・児童委員	7	1	1	1	3	2			11	1	13	2
医療機関	79	17	9	7	47	32	3	21	138	18	94	16
相談支援専門員・ケアマネージャー	110	24	16	13	17	11	3	21	146	19	78	13
基幹相談支援事業所	11	2	5	4	6	4			22	3	38	7
市や県の窓口等	26	6	5	4	17	11	1	7	49	7	55	9
福島市障がい者福祉のてびき	64	14	15	12	14	9			93	12	46	8
市政だより	134	29	11	9	18	12			163	22	7	1
新聞・雑誌	34	7	8	7	4	3	1	7	47	6	6	1
インターネット	35	7	20	17	17	11			72	10	14	2
特にない	50	11	3	2	21	14			74	10	73	12
その他	5	1			4	3	1	7	10	1	13	2
無回答	43	9	11	9	5	3	6	43	65	9	3	1
合計	738		195		244		20		1197		592	100

(2) あなたは福祉に関する情報を十分に入手できていますか

	身体		知的		精神		無回答		全体		前回(※)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
十分である	18	4	12	10	8	5	1	7	39	5	47	8
どちらかといえ ば十分	107	22	19	16	28	19	3	21	157	21	165	28
どちらかといえ ば不十分	126	27	30	25	40	27	1	7	197	26	175	30
不十分である	50	11	16	13	29	20	1	7	96	13	84	14
分からぬ	116	25	35	29	40	27	4	29	195	26	111	19
無回答	50	11	9	7	3	2	4	29	66	9	10	1
合 計	467	100	121	100	148	100	14	100	750	100	592	100